

電力取引監視等委員会
電気料金審査専門会合（第6回）

1. 日 時：平成27年10月22日（木） 14：00～16：40
2. 場 所：経済産業省本館 17階 第1～3共用会議室
3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、山内委員
（オブザーバー）

日本商工会議所 産業政策第二部 市川副部長

株式会社F-Power 沖取締役

消費者庁消費者調査課 金子課長

資源エネルギー庁電力市場整備室 小川室長

（説明者）

北海道電力株式会社 藤井取締役 常務執行役員

東北電力株式会社 田苗常務取締役

東京電力株式会社 武部常務執行役 パワーグリッドカンパニー・プレゼンター

中部電力株式会社 松浦取締役 専務執行役員

北陸電力株式会社 高林取締役 常務執行役員

関西電力株式会社 土井取締役 常務執行役員

中国電力株式会社 松岡常務取締役 流通事業本部長

四国電力株式会社 長井常務取締役（総合企画室長）

九州電力株式会社 山崎上席執行役員 電力輸送本部長

沖縄電力株式会社 仲里常務取締役

○都築NW事業監視課長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、第6回電力取引監視等委員会電気料金審査専門会合を開催させていただきます。本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバーの各位におかれましてはご出席を賜りましてまことに御礼を申し上げます。

本日ですが、秋池委員、河野オブザーバーにおかれましてはご都合でご欠席ということで伺っております。それから、今まだご着席されていない方につきましては少々遅れると

伺っております。

本日は、各電力会社からの説明者といたしまして、まず北海道電力の藤井常務、東北電力の田苗常務、東京電力の武部常務、中部電力の松浦専務、北陸電力の高林常務、関西電力の土井常務、中国電力の松岡常務、四国電力の長井常務、九州電力の山崎上席執行役員、沖縄電力の仲里常務にご出席をいただいているところでございます。

それでは、以降の議事進行は安念座長にお願いをいたします。

○安念座長　　どうもありがとうございます。

いつものとおり、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、第1、前回会合での指摘事項への回答を例によってお願いしまして、2つ目に個別論点に入っておりますが、個別論点はさらに3つでございまして、第1、需要地近接性評価割引制度、第2、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、第3、東京電力の系統連系技術要件、この3つについてご議論いただきます。

まず、前回の会合において委員などからいただいた宿題について事務局からご説明をいただき、その後、各社より回答についてご説明をいただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をまずお願いいたします。

○都築NW事業監視課長　それでは、資料3-1をごらんになっていただければと思います。例によって、専門会合におきまして各委員等からご指摘をいただいたものについて表にまとめさせていただいております。前回、前々回の会合でいただいたご指摘のうち、一部分は、きょう、この後、事業者のそれぞれから、あるいは私からご説明を申し上げ、ご議論をいただこうと思っております。また、第1回、第2回の専門会合でいただいたご指摘のうち、本日の議題に関するものにつきましては、それぞれの事業者の方々から提出をいただいている資料の中で取り上げておりますので、この後、本題の議題となったところで適宜事業者の方から説明等をいただければというふうに思っております。

それから、第2回の本専門会合で松村委員よりご指摘がありました、オール電化料金から託送料金を引いたものは夜間帯の電源の変費の上限になっているはずであり、その差額の料金水準以上での価格で平均的に入札していないかということについて確認をするべきであるという、そういうような話がございました。この点につきましては、個別の事業者の詳細データにかかわるものということがございまして、委員ともご相談をいたしまして、個別審査にて対応することとさせていただきましたので、この点ご報告を申し上げます。

資料3-1は以上でございます。続いて、3-2をごらんになっていただければと思います。

前回の会合で、辰巳委員、梶川委員からご指摘のございました点に関するものでございます。託送料金原価が、そもそも全体の金額の中からどのように切り出されてきて現在の数値となっているのかというところの全体像を把握したいと。それから、直課・帰属・配賦というところについての考え方というものについても把握をしたいというご指摘であったかというふうに理解をしております。

この点につきまして、スライド1をごらんになっていただければと思います。

今般、原価洗替を行っていない事業者の場合が図の右側のほうにございます。「7社」と書いてあるところです。この右側のほうに(C)として書いている小売の総原価のうち、原子力発電費など託送にそもそも関係しない費用項目を除外した上で、(B)、真ん中の部分でございますけれども、託送関連部門の費用総額を算定し、この中で託送に必要な費用を特定・抽出し、原価に計上するというスタイルになっております。発電とか販売とか、託送に一部分関連するような費用項目については、直課・帰属・賦課の考え方にに基づき、託送原価に集計しております。これに対して、今回原価洗替を行っている事業者につきましては、図の左側になります。小売の総原価は論点に今回ならないものですから、(B)の部分からスタートするという形になりまして、残りは今申し上げましたように洗替をしない事業者のケースと同様に託送原価を算定していくこととなります。

おめくりいただきまして、スライドの2をごらんになっていただければと思います。

先ほどの資料で申し上げました発電費や販売費のように託送に一部関連する費用項目についての処理については、直課できるものについてはできるだけ直課すると。できないものについては、一定の指標を用いて按分をするという形になっております。

スライド4以降のところ、各社から提出をいただいた資料をまとめて添付させていただいております。個別の説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

辰巳委員、いかがですか。まあ、イメージ図みたいなものだけでも、大体こんな感じというのはわかりますよね。詳細な数値はもちろん、これもまた隠し立てするようなものでもありませんので、必要に応じて個別審査等の中で検討していくことになろうと存じます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、各社からご説明をいただきたいと存じます。宿題返しについてのご説明をいただくのです。

今回は、北陸さん、中国さん、沖縄さんの順でお願いしたいと存じます。説明時間は、大変窮屈で恐縮ですが5分程度でお願いできればと存じます。

それでは、高林常務からお願いいたします。

○北陸電力（高林） 北陸電力の高林です。よろしくお願いいたします。

それでは、右肩資料3-3をごらんください。

まず、指摘事項1番です。「原価算定期間における建替対象の鉄塔について」です。

私ども、定期的な巡視や点検で送電線周辺の市街地化あるいは樹木の成長などを把握しまして、電線地上高の低い鉄塔や電線張替が困難な鉄塔5,050基把握しておりまして、その中から優先順位をつけて建替計画を策定いたしております。

原価算定期間に計画した低地上高に対する建替対象は、右の表の下段合計の135基となっております。このうち電線への接触事故が多い電線地上高10メートル未満の鉄塔がございまして、それが113基と大部分を占めております。残り20基強ありますけれども、それは周辺の樹木と接近しているものの、地権者の伐採交渉が困難となっている鉄塔、それから、そのほか市街地化などの進展によって早急に建てかえが必要な鉄塔、それぞれ10基ほどずつありまして、いずれも優先度の高い鉄塔となっております、これを建てかえる計画といたしております。

また、電線の張りかえが困難だという、その建替対象は48基と表のほうに書いてございますが、そのうち46基までが実際に過去に電線損傷し、補修した実績のあるものです。このほか2基になりますが、それは当期間に電線損傷に至った場合に復旧が非常に長時間を有する山奥の鉄塔ということでもあります。

これらを合計いたしまして、原価算定期間3ヵ年で合計183基を予定いたしております。年60基程度となりますが、私ども秋に集中的にこれまで実施していました工事を、これを雪解け後の春にも実施できるように業務を改善いたしまして、現状の施工力で実施可能な基数といたしております。

ご参考といたしまして、2ページ、3ページに、電線張替が困難な鉄塔の概要を記載しております。

特に2ページの右側の折れ線グラフなのですが、先ほど申しました電線地上高が10メートル未満、それが折れ線グラフで、接触等の事故が4倍以上に跳ね上がるということで優

先して建てかえたいというものを示しております。そのほかにつきましては説明を割愛させていただきます。

続きまして、4から6ページ、こちらのほうでは指摘事項2、電力システム改革の対応システム開発費用、それからスマートメーターの開発費用をまとめてご説明させていただきます。

まず、4ページは、スマートメーター、それから第2段階の電力システム改革対応システム関連費用です。

黄土色で示しておりますが、スマートメーターシステムの開発は、私ども今年度の7月までに完了いたしております、この開発費用は28年からの原価算定期間には計上いたしておりません。スマートメーターの台数の増加に伴って、途中システム増強費用のみ平成30年度に計上いたしております。

それから、電力システム改革第2段階に向けた情報システムの対応につきましては、平成28年度にも開発費用を計上いたしております。

その理由、①②と2つ書いてございますが、私ども、先ほど申しましたスマートメーター導入の対応と並行して同じプログラム資産の開発を行うと、これはシステムトラブルの発生リスクが高まりますので、スマートメーターの対応が完了する今年度の7月以降にしか着手できない情報システムがございまして、これを平成27年度までにバックアップ環境を含めた開発を完了させる、そういったことが難しかったものですから、一部バックアップ環境等を含めて今年度にする、28年度にずれ込んだということがまず1点。それから、2つ目は、バックアップ環境を構築するためには、本番の環境とデータの連携あるいはデータの戻し入れ、そういう密接な連携が必要でございまして、予期せぬシステムバグなどが起こらないように、品質確保の観点からそれらを一体として発注いたしまして28年度に検収する契約をしたこと。これら2点が理由でございます。

それから、5ページになりますと、第3段階の電力システム改革対応システム開発費用です。

当社は、現在本店から現業機関に至るまで事業分野別に構成された組織体制、いわゆる事業本部制等とはっておりません。今度、平成32年4月の法的分離は私どもにとりまして非常に大きな変革になりますので、私どもといたしましては、平成30年度を目途に、そのための移行準備組織を導入するべく今検討を進めております。

情報システムにつきましては、全社の業務全般にまたがる重要な改修が必要なものです

から、その分離後の業務運営に支障がないよう平成30年度中に完了いたしまして、1年間の業務運用の評価期間を確保した上で、法的分離の前年の平成31年度の株主総会に臨む必要があるというふうに考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

ここでは、その他経費の年度展開を記載しております。

その他経費合計といたしまして、申請原価は過年度の実績に比べて減少いたしております。ただ、私どもは事業規模が小さい会社ですので、その中でシステム改修費用が全体に占める費用は高くなっております。特にスマートメーター対応、それから電力システム改革に対応したシステム改修につきましては万全を期すべく優先して取り組んでおります。

それから、7ページと8ページ、これは第4会合でご説明した資料でございますが、7ページは、関係会社取引の効率化。こちらにつきましては平成13年度から部門横断プロジェクトで、調達価格2割低減するということは関係会社も例外扱いせず適用いたしました。震災以降の厳しい収支悪化をグループ全体で乗り切るために、記載のとおり効率化を進めてまいりました。

続きまして、8ページ、最後ですが、関係会社の効率化の成果をあらわしたグラフです。

これは関係会社の利益率を示しておりますが、当社向け——これは実線で示したものが、グループ外へ向けたもの——太い点線よりも低い水準で推移いたしております。23年度に6.9%だった当社向けの利益率が、当社から取引単価引き下げ等によって26年度には3.9%まで低下いたしております。一方、一連の効率化で関係会社の競争力が高まって、グループ外の取引における利益拡大につながって15.7%まで向上いたしました。

以上でご説明をおります。

○安念座長　　ありがとうございました。

それでは、松岡常務をお願いいたします。

○中国電力（松岡）　　中国電力、資料3—4をごらんください。

指摘事項2と3について、まずご説明いたします。

2ページにお進みください。

前回ご説明したとおり、電力システム改革第2段階にかかわるシステム開発・改良、棒グラフでみていただきますと、青色のポツポツの部分でございますが、これは平成27年度までに完了予定でございます。電力システム改革第3段階への対応につきましては、棒グラフで見ますと茶色のベタ塗りの部分でございますが、平成31年度が作業のピークとなり

ます。今回の原価3ヵ年につきましては、開発・改良費用の一部を計上しているというところでございます。

スマートメーターにかかわるシステム開発・改良に関しましては赤い斜線の棒グラフの部分になりますが、平成28年4月からの自動検針の一部運用や、平成29年4月からの自動検針の本格運用が円滑に進められるよう計画しているところでございます。

3ページにお進みください。

続いて、指摘事項5についてご説明いたします。

当社は、グループ企業の再編・統合、経営管理の強化によりまして、グループ企業のコスト構造改革や成長事業への経営資源配分を推進しているところでございます。

4ページにお進みください。

グループ企業の効率化や経営基盤強化といった取り組みによりまして、当社のグループ企業の営業利益率は、外部市場型はおおむね増加傾向である一方、電気事業サポート型はおおむね低下傾向にあるというところを折れ線グラフで示しているところでございます。

説明は以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、仲里常務にお願いいたします。

○沖縄電力（仲里） お願いします。資料3-5、沖縄電力でございます。

ご指摘事項についてご回答します。

2ページをお願いします。

「電力システム改革（第二段階）およびスマートメーターに係るシステム開発費用」についてでございます。

両システムともに、システム開発は平成27年度で完了する予定になってございます。なお、第3段階の法的分離への対応につきましては、当社は電力システム改革小委員会の第4回制度設計ワーキングにおきまして将来的な検討課題というふうに整理されてございますので、今回申請においてシステム開発費用はございません。

3ページをお願いします。

ここは、「関係会社取引の効率化及び成果に関する資料」でございます。

関係会社におきましても、記載のとおり、さまざまな効率化に取り組んでおります。また、申請原価の算定に当たりましては、関係会社取引におきましてもさらなる効率化として、将来契約分の資機材、役務調達コストについて7.1%の削減率を織り込んでござい

す。

4ページをお願いします。

ここは、関係会社における経常利益額及び計上利益率の推移でございます。効率化努力により全体の利益率は向上しており、当社向け取引における利益率と比べてグループ外取引における利益率が高くなってございます。

ご指摘事項につきましては以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局と3社さんからご説明をいただきましたので、何かご指摘をいただくことがありましたら、どうぞお願いいたします。

○箕輪委員 3社さんに伺いたいのですが、関係会社取引の効率化というところで、各社とも100%子会社の配当実施という項目が入ってございます。それ以外の、例えば調達制限であるとか人件費の負担の見直しというのは非常にわかりやすいのですけれども、その100%配当とか何十%配当ということと効率化との関係をもう少しわかりやすくご説明いただければと思うのですけれども。

○安念座長 そこでいう関係というのは、例えばどういうことになりますか。

○箕輪委員 例えば、関係会社取引の効率化といいますと、関係会社さんのほうはどういうふうに経営を効率化していくかというところが重要なのだと思うのですけれども、そのことと、配当100%なり何十%と吸い上げることとの関係というのが若干ちょっとみえにくいかなと思ひまして。

○安念座長 ちょっと待ってくださいね。僕の頭ではわからないから。皆さん、おわかりになりますか。まあ、お前にわからなくてもいいやということであれば、何かコメントがありましたら。高林さんからどうですか。

○北陸電力（高林） 私ども、100%子会社に対しましては、配当につきましては、前年度それぞれの会社の当期純利益の50%相当は配当しなさいということで子会社配当します。それは、私どもの決算では経常利益にも計上されるものでありまして、そういうことを指導いたしております。

一方、関係会社との取引ということでは、当社向けの取引、それから当社以外の取引がありますけれども、そういったところは、少なくとも当社との取引では、そこでは利益を生まないでくださいと。取引単価をすごく下げますからということで、非常に厳しいやり方をやっていますということなのですからけれども。それがそのまま利益が生まれると困るも

のですから、関係会社も効率化して、それで利益を徐々に上げてきましたということでございます。

○安念座長　　どうですか。そういうことをお聞きになっているのかしら。

○箕輪委員　　必ず配当してもらうので、その配当原資が出るような経営をしてくださいということをご指示されているということによろしいですか。

○北陸電力（高林）　　そうですね。効率化しないと配当が出ないものですから。

○安念座長　　配当するかどうかは一種のポリシーの問題だけれども、少なくとも子会社としてもつ以上、純利益は出してねというふうにいうのは当然のことで、そのことと純利益がどれだけ親会社への配当に回すかということとはまた一応別の問題なのではないですか。僕は素人だからよくわからないけれども、この辺、梶川さんなんかはどう。

○梶川委員　　この配当額というのは、今算定しようとしている原価の低減方向に働くお話だということですね。

○安念座長　　そう。

○梶川委員　　そういう意味で、取引としても原価低減をしている。残ったものは配当として利益が増加し、資金調達の安定化が図られ、結果的には原価低減となるということでご説明をいただいているのかなと推定したのですけれども。

○安念座長　　一般化すればね。そういうことでしょうか。

松岡さん、もし何かコメントがおありであれば。

○中国電力（松岡）　　特段ないのですけれども、当社のグループ会社の関係の配当に関して言いましたら、自己資本比率が例えば50%以上の会社であれば配当基準を50%以上とか、そういうようなある程度のレベル感というのを設けておまして、その中でさらに効率化へ向けての投資とか、そういったものを検討していただいていると、そういうやり方をしてございます。

○沖縄電力（仲里）　　私からも特にはございませんけれども、当社、100%子会社に対しては配当性向50%を求めている。原則としてそういう形でやっております。

○安念座長　　わかりました。梶川委員がおっしゃったような一般的な問題というのは、その背後にあるわけですので。どうしましょうか、もうちょっと深掘りしてみまじょうか。個別審査のところでもやってみてもいい話だなという気はするのですけれども。――どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○松村委員 資料3-3をいいでしょうか。

ようやく質問ができる程度にわかる資料が出てきて、とてもありがたい。最初のページに出ているもの、電線と木の間隔が短くて建てかえなければならないというのが45、44、46と数字を出していただいた。平成27、26、25、24、23、22の実績もおおむねこれぐらいの数だと理解してよいのか。あるいは、原価算定期間の3年間に急激に増えているのかを教えてください。

○安念座長 では、まずそれは重要なところだから、いかがでしょうか。

○北陸電力説明補助者 北陸電力電力流通部長をしております水野と申します。

今ほどの松村先生のご質問なのですけれども、至近3ヵ年といいますか、平成24、25、26、この3ヵ年の実績ですと、こういうもののトータルが年約40基ぐらいございます。平成27年度につきましては、まだ推定実績の段階ではありますけれども、57基こういうものを建てかえようというふうに考えております。

これまでの審査会合の中でもお話しさせていただいているとは思いますが、24、25、26、こちらにつきましては先ほど高林がご説明させていただきましたとおり、まだ主に秋に集中して工事をしておりましたので、どうしても北陸管内の施工力の関係から年40基程度が一つの限界であったと。それを、26年度、27年度ぐらいのところから春のほうにもかなり工事をシフトさせていただきまして、年間の工事量を平準化することによりまして、施工力、要は稼働率もかなり上げていくと。このことで何とか年間60基程度まで建てかえを上げることができました。もともとこちらにありますようなものは、設備の保安維持のために、やはり事業者側としたらなるべく計画的に早く建てかえて信頼度を上げていきたい、そういうものでございますので、今後は今のベース、さらに施工力をきちんと整備していつて計画していきたいなというふうに考えております。

○安念座長 その上で、いかがですか。

○松村委員 最初に聞いたときには、これで大丈夫だと思ったのですが、何か怪しい。おおむね40基程度は今までもやっていたというのは、まさかこの一番上の数字に対応するものではないですね。私が聞いたのは一番下の数字ですから、当然それに対して回答してくれたのだから、一番下のものを40基程度建て替えていたのですね。

○北陸電力説明補助者 この建替基数、上のほうに書いてある59、61、63という3ヵ年に対しまして、電線の張替困難、低地上高、この両方を合わせまして、前年度、これまでの過年度ですと施工力の限界からトータルで40基程度でしたと、そういうふうに回答させ

ていただきました。

○安念座長　　というご回答だったんでしょう。そうすると、その低地上高の建替基数はどんな感じだったのですか、24、25、26年は。

○北陸電力説明補助者　　今ちょっとデータがございませんので、後ほどまたご提示させていただきます。

○松村委員　　いずれにしろ急増しているのではないことがわかればそれでいい。急増しているのではないなら、過去のベースで査定したっておおむね申請通りなるから問題はない。春と秋に工事なんていうのは、合理的に考えていればもっと前からやるべきこと。もっと前にやるべきだったものを原価算定期間に後ろ送りしていないことを確認するのもこの委員会の大きな役割なので、過去のデータをみて、それから大きく増えていない部分について原価算入をお認めすればいいと思います。

○安念座長　　わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

3-3のスライド1の建てかえの資料ですが、私どももいろいろ議論をさせていただいて、きょうもまた一段と改善をした資料をご提出いただきました。しかし、私自身が完全に問題を把握していないというのが最大の問題で、そのために私自身の発注の仕方がどうも我ながらコンプライトでなかったなという感じがいたしまして、それで今、松村先生からのご疑問、ご指摘も出たのではないかと思うんです。それで、別に次回ということではありませんが、個別審査もございますので、私自身が関係の委員と問題を整理した上で、ひょっとするともう一度何かしらの資料をおつくりいただくことをお願いするかもしれませんが、まことに忙しいところ恐縮ですが、ご協力をいただければと存じます。

次に、制度変更等に係る論点につきまして、先ほど申しました3つの論点です。第1、需要地近接性評価割引制度、第2、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、第3、東京電力の系統連系技術要件、この3つについてご議論をいただきたいと思います。

まず、事務局より今回の審査の中で検討すべき論点についてご説明をいただきます。その後、各項目について代表の電力会社さんから概要をご説明いただきました後、個別のポイントについて各社から補足のご説明をいただきたいと存じます。10社さん全部にご発言をいただいておりますと夜通しかかかってしまいますので、各論点についてはまず代表1社さんにご説明をいただいて、あとは補足をしていただくと。こういうやり方にしたいと存じます。

それでは、事務局から検討すべき論点についてご説明をお願いいたします。

○都築NW事業監視課長　それでは、資料4に基づいてご説明を申し上げます。

本日は、電力システム改革に伴い託送供給等約款において変更が生ずる論点の中で、今、座長からご説明がございました3点につきましてご議論をいただきたいと思い、資料を用意してございます。

それでは、まず最初は、需要地近接性評価割引制度を取り上げてまいりたいと思います。

スライドの3をごらんいただければと思います。託送料金の割引として需要地近接性評価というものがあり、需要地近傍に電源を設置して、その電源を利用して小売供給を行う場合には、その電源の潮流改善効果を評価し、託送供給料金の割引を行っているという趣旨のものでございます。

スライドの4をごらんいただければと思います。

ここでは、改正電気事業法の規定、それから、託送料金算定省令の規定ぶりを記載しております。省令におきましては、この第25条の第2項第2号のところでございますが、「当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額」となっておりますが、具体的な考え方につきましては、今般の認可申請に先立ちまして、総合資源エネルギー調査会の制度設計ワーキンググループにおいてその取扱について議論をしてまいりました。この点につきましては、スライド5の下半分のあたりをごらんいただければというふうに思います。

スライド6にまいります。ページをおめくりいただければと思います。

制度設計ワーキンググループにおける割引対象地域に関する議論の中で、ちょっとご紹介をしたい点がございます。いずれも本専門会合のメンバーになっていらっしゃる先生方でございますが、従来の制度の廃止ではなくて、今回のシステム改革の発想に合う部分をプラスで評価していくという考え方。それから、細かい単位でみていくべき部分と、従来型の延長線にあるような潮流改善に関する割引を整理するという考え方について触れられております。

その上で、スライドの7と8を併せてごらんいただければと思います。

今般、一般電気事業者10社のそれぞれの申請内容については、数字の部分以外は各社ほぼ共通の内容となっております。ここでは代表として北海道電力の例を記してございます。託送供給約款上は、対象地域については「当社が別途定める地域」と記載されており、申請された約款においては、その対象地域は具体的な記載はないということ。それから、

割引単価のほうについては、これに対して別表の部分に具体的な割引額が記載されているということがポイントになっております。

割引の考え方につきましては、スライド8のところ、上の囲みの下のところで「経済産業大臣への届出」というところがありますが、ここに具体的な考え方が示されています。

その上で、そのスライド8の下のほうでございますが、割引対象地域については約款の外で、こうした形で各社ウェブサイトにて明らかにしています。

それでは、本日論点となる点も含めまして、資料ではスライド9以降に割引対象地域、それから割引単価について、申請の概要について整理をさせていただいておりますので、そちらに進みたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、スライドの10をごらんいただければと思います。ここでは、割引対象地域の設定について書いてございます。各社の申請内容で共通の部分は、この中で番号が振ってあるところの①②という部分でございます。その上で、一部の事業者につきましては、その下に③という要件を書いてございますけれども、そうしたものを追加的に要件として設定されている場合もございます。これらいずれも、①でふるいにかかけ、その上で②でふるいにかかけ、それで一部会社については③で更にふるいにかけるというような形で対象地域を設定しているというふうに承知をしております。

スライド11にまいります。は、参考までに、今回の申請内容で割引対象地域の変更がございましたが、ここでは、それに伴いまして、一般電気事業者自身の部分と他の事業者の託送部分というのを分けて、対象となる電力量等の増減を記させていただいております。もともと一般電気事業者自身が圧倒的に電源を持ち発電しているため、この影響額は、みたところ、量的には電力会社の方が必然的に大きくなります。これまでは、一般電気事業者の電源は割引の対象としてこなかったのですが、今回新たなライセンス制の導入に伴い対象をしたという変更もあるなど、この表だけで全てを語り尽くすというわけにはいかないのですけれども、一応こういうものも参考情報として記させていただいております。

その上で、スライドの12から21にかけて、10社それぞれの現行の割引対象地域、それから現在認可申請をいただいております割引対象地域が一覧になるような形で記載をさせていただいております。この個別の説明は省略させていただきます。

その上で、資料のスライド22をごらんいただければと思います。割引単価の話題に移らせていただきます。

今般、各社の申請においては、2つの考え方、すなわち1つは電力ロスの低減効果、そ

れから2つ目として基幹系統に係る設備投資抑制効果というところに着目をして単価を設定いただいております。その具体的な考え方につきましては、スライド23をごらんになっていただければと思います。

各社共通の考え方となっておりますが、ここに示していますように、まず電力ロスについては、そのロス率に対して、平成26年度の取引所の平均価格を掛けた形で金額換算をしていると承知しております。

それから、投資抑制効果でございますが、同じスライドの下の部分でございますが、基幹系統の資本費を送電需要の電力量で割って単価を設定しております。電源によっては、代替的な電源があって初めて一定の投資抑制効果が見込まれるという部分も評価しまして、この「kW価値」というものを掛け算しているという、そういう形で割引単価の設定をしております。

それから、最後のところに「なお」というふうに書かせていただいておりますが、各社とも基幹系統に連系する電源については、特別高圧に接続する場合の2分の1として割引単価を設定しているということになっております。

スライド24と25は、説明を省略させていただきます。

スライド26をごらんになっていただければと思います。

論点として4つ書かせていただいております。

1つ目、(ア)という部分でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、約款において対象地域が書かれていないという点を取り上げております。どういう人にどういう料金を適用するのかを明らかにするという趣旨、法律上も料金の額の算定方法が適切かつ明確に定められているということを要件としていることとの関係で、今回の認可された約款の外で地域を自由に設定できるということについて、これがこの趣旨に照らし合わせて十分なものといえるかという論点でございます。

2つ目でございます。割引対象地域についてでございます。対象地域の設定により事業者の有利・不利が生じ得るというのが、もともとそういう性質のものであるわけなのですが、それであるがゆえに、全てのネットワーク利用者にとって公平なものであるかという点が重要になってまいります。また、今般の申請内容はこれまでの対象地域と大きく様変わりをしていますが、現行の対象地域についても一定の意味があるということに立つと、この点をどう考えていくのかという問題をここで取り上げております。

3つ目のところは、割引額についてでございます。今回はロスの低減効果と投資抑制効

果という2点を取り上げておりますが、この2点を取り上げることの妥当性、それから、具体的な算定方法についての妥当性をここでは取り上げております。それから、最後に、その割引額のところで、先ほども少し申し上げましたが、2分の1を掛けているという部分についても触れさせていただいております。

それから、最後、4点目でございます。ここは対象地域の見直しの頻度について取り上げております。ある大規模電源が設置されると、潮流状況は当然変化してきます。公平性を追求するというのであれば、電源の設置と需要変動があるたびに対象地域を変えていくというのが望ましいということになります。他方で、本割引制度というのは、制度のもともとの趣旨はともかくとして、効果としては電源設置インセンティブとして働いているという部分がございます。こうした点を勘案いたしますと、電源を立ててみたら割引から外れるとか、いつ何時外れるかわからないという状態で電源投資判断に資することになるかというような点というのをも考えていく必要がございます。また、事業者からの申請に基づいて対象地域の変更がなされる場合、例えば、こんなことはないと思いますけれども、一般電気事業者にとって都合のいいときは変更がなされて、都合の悪いときは変更がなされにくいというようなことも、申請主義ということを考えてときには起こり得ることになり、違った意味でまた公平性という論点が生ずることとなります。こうした公平性と予見可能性のバランスというものをどう考えていくのかについてご議論いただければと思っております。

需要地近接性評価割引制度については以上でございまして、離島ユニバーサルサービスに関する供給費に移りたいと思います。

スライドの28をごらんになっていただければと思います。

今般の電力システム改革におきましては、離島の需要家も本土並みの料金水準での電力供給が得られるようにということで、一般送配電事業者に対して義務をかけております。ただし、離島では、どうしても本土よりも供給コストが上がってしまうという傾向にあり、その差分に相当する部分については一般送配電事業者のエリア内の全ての需要家で負担するという考え方のもと、託送料金にその差分をチャージしていくということを省令で認めているという形になっております。

過去に、本専門会合で、全国で負担するのか、エリアで負担するのかという点も話題になりました。スライドの31、32のところに、参考までに、この電力システム改革専門委員会の資料、それから、32につきましては、報告書が平成25年2月にとりまとまっております。

すので、そのときの記載ぶりを参考までに記しております。今般は、議論した結果、エリア単位で対応しようということになっております。

スライドの33から35の部分でございますが、電力システム改革の方針を閣議決定した後
に開催しました制度設計ワーキンググループの資料を参考までに載せております。離島供
給約款では、まず、現在の一般電気事業者の小売料金メニューを全て設定してくださいと。
要するに、離島であるがゆえにメニューの数を減らさないでくださいということが、例え
ばこのスライド34のところ、上に、緑色の四角囲みの中の真ん中辺ぐらいのところに書い
てございます。また、スライド35でございますが、本土並み料金というのはどうやって担
保するのだという論点でございまして、これにつきましては国が報告徴収を主要な小売事
業者にかけて、その結果を公開することでもって、本土並み料金というのを設定していく
ということを基礎とする方針をまとめてございます。

それでは、スライドの36をお願いいたします。各社の申請概要を比較できるような形で
記載をさせていただいております。なお、中部電力、関西電力、四国電力の各社におきま
しては離島がございませんので、資料からは欄として外させていただいております。

スライド39の部分につきましては、特に離島比率の高い2社につきまして、効率化とい
うところについての取り組み事例を記載させていただいております。各論の説明はちょっ
と省略をさせていただきます。

スライドの40では、離島と本土の間での按分の考え方ということについて各社の考え方
を記させていただいております。直課できるものはできるだけ直課をする、直課できない
ものについてはドライバーを用いて帰属・配賦による按分計算というのをやっているとい
うことでございます。

その上で、スライド41に移らせていただきます。論点を記させていただいております。

上2つは、一般的な話でございまして、正しく算定されているのか、効率化がちゃんと
考慮されているのかという点について記載をさせていただいております。

これに対して、(ウ)と(エ)の部分でございますが、今申し上げました離島と本土の
按分についての考え方、具体的な費用の積み方の適切性というところについての論点を取
り上げてございます。

以上が離島供給に関するものでございます。

最後に、系統連系技術要件について取り上げたいと思います。本内容につきましては、
東京電力のみが対象となっております。

スライドの43をごらんになっていただければと思います。

後ほど事業者からの説明もあろうかと思いますが、東京電力は、来年度よりネットワーク部門が分社化される予定となっております。これに伴いまして、他の各社とは異なりまして、送配電会社は需給バランス調整、周波数調整に必要となる調整力を契約により調達をすることになります。将来的に適切なスペック、量の調整力を確保していくようにするためには、単なるお願いベースで発電をやっていただいている方に頼むのではなくて、何かに依拠する形で発電設備を設置する方との間で必要な条件設定をしていきたいというようなお話があり、これを今般の託送供給等約款の別冊に系統連系技術要件という形で設定をすることにしたいという、そういう申請内容になってございます。

スライドの44にまいります。

ここでは論点を記載いたしております。幾つかございますが、例えば、将来懸念される調整力の不足量などとの関係で今回の要件化というのが適切なものかという点。それから、追加コストが大きくなると参入障壁となる可能性がございますが、こうした追加コストをどのように評価するかという点。それから、今回の申請内容につきましては、定格出力25万キロワット以上の電源を対象といたしておりますが、こうしたことについての妥当性についての話。それから、既設の発電設備に対する適用というのがあるのかないのかということの確認。それから、今般設定しているスペックの変更の可能性、約款別冊以外での手段というのはいり得るのかどうかという点について取り上げております。

スライド45は、法律の認可基準になります。それで、更に続きまして、スライド46以上のところにつきましては、現在進めています火力電源入札の指針、それから、昨年度東京電力が行いました入札募集要綱につきまして取り上げております。

最後、スライド49でございますが、ここではガスのコンバインドサイクルに関するものでございますが、追加費用云々という議論を先ほど論点として提示をさせていただきましたことと似たような論点がございまして、そこで要綱に対してR F Cで提出されてきた意見、それに対する東京電力の回答ぶりというものを参考までに掲載をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○安念座長　ありがとうございました。

それでは、今の3つの論点につきまして、関西さんから需要地近接性評価割引制度について、九州さんから離島ユニバーサルサービスについて、東京さんからは系統連系技術要

件についてご説明をお願いしたいと存じます。説明時間は大体10分程度でお願いできれば幸いです。

それでは、関電さんからお願いいたします。

○関西電力（土井） 関西電力の土井でございます。

資料5—6に当社の資料が配付されております。

この近接性評価割引につきましては第2回の会合でも弊社の生駒からご説明させていただき、重複もございますが、全体をご説明いたしまして、その後にご指摘いただきました点についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、その1ページをご覧ください。

「近接性評価割引の割引単価および評価地域の設定」でございますが、省令の規定に基づきまして、評価地域の電源に対して送配電部門が評価し得る潮流改善の効果といたしまして、投資抑制とロスに係る評価に着目し、設定を行っております。

次のページをご覧ください。

まず、「投資抑制に係る評価」でございますが、評価地域の電源の投資抑制効果といたしまして、送配電系統全体に応じた設備形成を行う基幹系統に着目いたしました。その基幹系統に関わる費用のうち、特に設備に関わる費用として、減価償却費と事業報酬を対象といたしまして、これに供給力評価率を加味したものを割り引くこととしております。ちなみに、割引単価は税抜で1キロワットアワー当たり0.22円と設定しております。

次のページをご覧ください。

「ロスに係る評価」でございます。

評価地域の電源におきまして、上位系統のロス分に係る電氣的価値を割り引くこととしております。割引単価は税抜で1キロワットアワー当たり特高で0.16円、高低圧で0.43円と設定いたしました。

次のページをご覧ください。

以下の評価を踏まえまして、電圧別の割引単価を設定しております。その中で、基幹系統に連系する電源の割引単価につきましては、潮流改善効果が相対的に大きい電源と小さい電源が存在するという実態を踏まえまして、特別高圧における割引単価の2分の1と評価しております。

5ページをご覧ください。

評価地域の設定の考え方でございます。

潮流改善が見込めない地域を対象から除くため、まず発電量が需要量を上回る市町村を対象外といたしました。

次に、需要密度が全社平均を下回る市町村を対象外といたしました。

さらに、当社では、最上位電圧の50万ボルトの変電所におきまして下位系統から潮流が突き上げている場合、電源の連系による潮流改善が見込めないということで、その下位系統の変電所から供給する市町村を対象外としております。

6 ページをご覧ください。

概要の説明は以上でございます。続きまして、これまでの審査会合で頂戴いたしましたご指摘事項につきましてご説明をさせていただきます。

7 ページをご覧ください。

まず、近接性評価割引の評価地域を約款から除いた理由につきましてご説明いたします。

分散型電源の普及等の動向を踏まえまして、今後の潮流状況の変化に応じて評価地域の見直しを機動的に行うという趣旨から、具体的な評価地域につきましては約款に記載せず別途公表するスタイルといたしました。

次のページをご覧ください。

次に、近接性評価地域の見直しで対象外となった地域につきましてご説明いたします。

上に記載しておりますように、評価地域につきましては特定の地域を対象に加える、もしくは対象外とするということではございませんで、先ほど5ページでご説明したとおり、潮流改善効果を評価するとの制度趣旨に合致する市町村を設定いたしました。

続いて、その下に基幹系電源を特高電源の2分の1と評価した合理性について記載しております。先ほど4ページでご説明したとおり、基幹系電源は潮流改善効果が相対的に大きい電源と小さい電源が存在するという実態を踏まえて特高電源の2分の1と評価いたしましたが、その1つの検証といたしまして、相対的に潮流改善効果が小さいと考えられる最上位の50万ボルトの系統と、相対的にその効果が大きいと考えられるそれ以外の系統の送変電設備費の割合に着目いたしました。

この表にございますように、試算結果を示しておりますが、その割合はそれぞれ50%程度であるということでございます。基幹系の電源について特高電源の2分の1と評価したことは、この表からも一定の合理性があるものと考えております。

次のページをご覧いただきたいと思っております。

次に、近接性評価地域を見直すタイミングにつきまして、上に記載しておりますとおり、

制度の安定性あるいは系統をご利用いただく皆様の予見性の観点から頻繁な見直しは予定しておりませんが、今後潮流状況に大きな変化があった場合には評価地域の見直しも必要になると考えております。なお、その評価地域の見直しのタイミングでございますが、基本的には託送料金の改定と合わせて実施するものと考えております。

続きまして、その下に、割引電力量に供給力評価を反映した理由を記載しております。

投資抑制評価の考え方でございますが、先ほど2ページでご説明しましたとおり、その効果は発電量全てではなく、発電量のうち供給力として評価できる部分が基幹系統の投資抑制に寄与するものと考えております。発電量のうち供給力として評価できる比率は、設備容量に対する供給力の比率を用いることが適当と考えておりまして、太陽光、風力といった電源種別ごとの供給力評価率を用いて算定しております。なお、この考え方は、固定価格買取制度の回避可能費用における単価算出の考え方とも整合しております。

次のページをご覧ください。

次に、最上位電圧の系統への逆潮流している場合の考え方につきましてご説明したいと思います。

評価地域は先ほど5ページでご説明したとおりでございますが、潮流改善効果を評価するという趣旨に合致する市町村を設定したわけでございますが、当社におきましては、最上位電圧の系統が逆潮流している場合、その下位系統の変電所から供給する市町村を対象外といたしました。

これにつきまして、下のほうにイメージ図を示しております。

下の図の左の上側のイメージ図をご覧ください。

すなわち50万ボルトの変電所で、薄い桃色の矢印のように逆潮流が発生している状態で、さらに下位系統に電源が連系しますと、オレンジ色の矢印で示しましたように、50万ボルト系統へ新たな潮流が加わります。逆潮流を増加させ、場合によりましては系統増強が必要になる可能性があるということでございます。そのような電源の連系に対しましてインセンティブを付与することはふさわしくないと考えたものでございます。

下側の右図、これに実際の弊社の供給エリアの主な潮流イメージを記載しております。大規模需要地に向かって潮流が集まる中、需要地近郊の50万ボルトの変電所におきまして、オレンジ色のL型の矢印のように逆潮流しております。その下位系統の変電所から供給する市町村は近接性評価対象エリアから除外させていただいている様子がお分かりいただけるかと存じます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

先ほどイメージ図でお示ししました潮流図の詳細版でございます。3つの赤い矢印の大きさを潮流の大小を示しております。

以上、近接性評価割引の概要と、審査会合で頂戴いたしましたご指摘事項につきましての回答をご説明させていただきました。

私からは以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、九州さんから離島についてですが、山崎執行役員にお願いいたします。

○九州電力（山崎） 九州電力の山崎でございます。

私のほうから、離島ユニバーサルサービスについてご説明したいと思います。

右肩資料6-6をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

当社の供給エリアにおける離島の概要を記載したページでございます。こちらは第2回の審査会合においてもお示しした資料でございますので、簡潔にご説明させていただきたいと思います。

当社の供給エリアには、ユニバーサルサービスの対象となる離島が35ヵ所あります。沖縄電力を除く電力9社合計で60ヵ所ある離島のうちの約6割を占めているという状況でございます。また、資料の右下に記載しておりますとおり、離島の主要な発電設備となる内燃力発電設備におきましても、最大出力の合計におきまして沖縄電力を除く9社のうち約5割を占めているという状況です。このため、今回の認可申請におきましても、離島ユニバーサルサービス導入による影響が他社より大きくなっているということでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちら第2回の審査会合においてお示しした資料でございます。離島ユニバーサルサービス導入に伴う影響により、託送料金原価は151億円の増、単価として18銭の増となっております。離島供給に係る費用につきましては主に内燃力発電費が対象となりますけれども、内燃力発電設備は比較的単価の高いA重油、それからC重油も使っておりますけれども、C重油を使用しておりますので特に燃料費の割合が多く、離島供給に係る費用の5割以上というものを占めております。離島供給に係る費用286億円と離島電灯・電力料136円の具体的算定につきましては次ページ以降でご説明したいと思います。

次、3ページ目をごらんいただきたいと思います。

離島供給に係る費用につきましては、離島供給に必要な発電設備に係る費用及び営業所等に係る費用が対象になります。離島供給に係る費用の抽出イメージにつきまして、記載のフロー図でご説明したいと思います。

当社の場合、離島供給用の発電設備として水力発電所、火力発電所、風力発電所を保有しておりますため、図の中ほどで青色の波線で示した水力、火力、新エネに係る費用からそれぞれ離島供給に係る費用を抽出しております。また、離島を管轄している営業所等に係る費用につきましては、同様に青色の波線で示した販売費から抽出しております。なお、離島の送配電設備に係る費用につきましては、本土分と同様、託送料金原価に既に織り込んでいるということがございますので、今回の離島ユニバーサルサービス導入に係る対象費用には含んでおりません。

離島供給に係る費用の特定に当たりましては、従来の配分手法を踏襲いたしまして、発生 の主な原因に応じて直課可能な額を先取りし、直課できない残余につきましては発電設備の建設費等のドライバーを用いまして配分しております。なお、この配分ドライバーにつきましては、従来から省令に規定されている基準というのを準用してございます。

4 ページ目をごらんください。

参考として、離島供給に係る費用の算定フローにつきまして、代表的な費目、内訳を並記したイメージ図を記載してございます。

フロー図の一番左は、前ページで青色の波線でお示ししました水力、火力、新エネ及び販売に係る費用の合計をあらわしております。金額は、原価算定期間の3ヵ年平均で8,547億円というふうになってございます。

まず、STEP 1 といたしまして、その8,547億円を発生 の主な原因に応じて直課することによりまして、離島分が262億円、本土分が6,791億円、直課できない部分というのが1,494億円に区分されております。

直課した件名の具体例としましては、内燃力に係る燃料費・修繕費・運転委託費等を離島に、離島にないLNG・石炭等の汽力に係る費用を本土に直課しております。その結果、全体の83%をこの直課によって区分してございます。

直課できない部分といたしましては、主に管理部門等に係る費用である一般管理費・水力発電費・販売費、こちらにおきまして現行原価の算定時に、本土と離島の区別なく算定している費用を区分してございます。

続いて、STEP 2 としまして、直課できない分1,494億円を発電設備の建設費等のド

ライバーによりまして配分することによって離島分24億円を特定しております。直課により特定した262億円と、配分により特定した24億円、合計した金額が離島による供給に係る費用ということで286億円となっております。

次に、5ページ目でございます。

こちらのほうは離島電灯・電力料のほうでございますけれども、控除収益となります離島電灯・電力料につきましては、「本土及び離島の織込収入」に、直近の「本土及び離島の実績収入」に占める「離島の実績収入」の割合というものを乗じて算定しております。当該算定式を用いまして、特高電力料、高压電力料、低圧の電灯料及び電力料の4区分それぞれを算定、掲載しております。結果、合計した額が今回原価に織り込んだ離島電灯・電力料136億円となります。

なお、3ページで申し上げたとおり、離島ユニバーサルサービスにおいて送配電設備に係る費用につきましては織り込みの対象外ということでございますので、この控除収益となる収入側においても送配電に係る託送料金相当額というのを除いて算定しております。

最後に、参考で6ページでございますけれども、参考としまして九州エリアにおける離島関連のデータを記載してございます。ごらんとおりでございます。九州本土、最南端から左下の与論島までの距離というものが福岡から鹿児島間よりも長く、当社の離島管轄というのは非常に広範囲に及んでいるということで、離島供給費増大の一因というふうになってございます。

その他、発電設備のデータ、それから需要等をここに載せてございますので、適宜ご参照いただければというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○安念座長　　どうもありがとうございました。

それでは、周波数調整機能ですが、今回は東電さんだけがご申請でございますので、武部常務からでよろしゅうございますか。よろしくお願いたします。

○東京電力（武部）　それでは、今の次の、2つ後の資料7をお願いいたします。

冒頭、都築課長からご説明がありましたとおり、私ども、来年の4月に分社化をいたしますので、ここにあります調整機能の具備を要件化したいということで今申請をしているところでございます。

スライド1、この目的でございますけれども、ご案内のとおり、電力機器、お使いいただいている機器等に影響を与えないように周波数を一定に維持する必要があり、その調整

力をもって時々刻々コントロールをしているという中で、自然変動電源のように機能がありませんものが入ってまいりますと、今後課題になってまいりますけれども、従来、後で出てまいります、ある程度以上の規模のユニットにはそういった機能を設けておりまして、中給から一括指令をいたしております。この安定供給の仕組みを維持したく、今回申請させていただきますという次第でございます。

めくっていただきまして、スライドの2、需要の変動でございますが、左下の図にありますとおり、大きく分けると、この成分が3つに分かれます。微少変動分、短周期成分、長周期成分、それぞれ右の四角囲みにありますとおり、ガバナフリー、LFC/AFC、あるいはDPCといったシステムで調整をいたしております。この機能の具備をお願いしていきたいという次第でございます。

下のスライド3にまいります。

現状、発電機の調整力は、左下の図の「現状」のところでございますとおり、主に一般電気事業者の発電機に具備したものを利用しておりますが、今後分社化をいたしますと、当社の発電部門も、図にありますとおり一発電事業者ということになります。したがって、今まで一般電気事業者として対応していた需給調整あるいは周波数制御機能の具備について明確に示す必要があるということでございます。

右側にまいりまして、4ページ目であります。

このお願いしております技術要件の位置づけということでございますが、まず最初に、上にありますとおり、資源エネルギー庁の系統連系技術要件ガイドラインというところに連系する際に要求する事項が記載されておまして、これを、真ん中にあります民間規程であります系統連系規程の中で具体的に示しております。今回の技術要件はこれに準拠した内容ということになっております。

下のスライド5、需給調整・周波数制御のイメージを簡単にご説明いたします。

この下のカラーの図をごらんいただきますと、左から、B) 需要の減少から、朝、需要の立ち上がりになりますと、このメリットオーダーに従いましてコストの安い順から発電機の出力を増加させてまいります。先ほど説明しました長周期成分ということに着目しますと、上昇する局面においては、4、5、6、7番と順々にコストが高くなってまいります電源を併入をしながら、その場その場の調整機能を果たしていくということが必要になります。また、同時に、短周期成分というもの、おのおのの時間帯の中で需要に応じて周波数維持機能というのをよりきめ細かくやってまいります必要があります。その時点で投入

された最も新しいというか、最近投入されましたユニットを中心に調整を指示しているということになります。このため、その時々で調整に利用する発電機は変わるということになりまして、ある一部の発電機が調整機能を十分もっていればそれで連系が保てるかということではありませんので、最初に審査に係る論点にありましたとおり、要件化の必要性のところ、必要な量を事前にお示しするということはなかなか難しいというふうに思っておりますし、また、新たに系統に連系するユニットに対しても一定規模で中給からの指令が合理的だというものに対しましてはこの機能を具備していただく必要があるというふうに考えておる次第でございます。

めくっていただきまして、スライド6にまいります。

それでは、この需要への変化の対応ですけれども、最初に申しあげました調整力のない発電機あるいはその再生エネルギー、これの導入の状況によっても変わってまいります。この図のように、下のEのところにあります、ここに「新設電源（非調整電源）」とありますが、再生エネルギーを含めまして、こういう機能のない電源が新たに併入してまいりますと①から⑯の位置が上側へ押し出されるという形になります。そうなりますと、需要の低い時間帯において調整のできる電源がなくなってまいりますということになります。系統運用者としては、この電源の新設やら廃止に関与することができませんので、個々の発電事業者の判断ということになりますので、このような状況がいつ発生し、またどのぐらいの調整力が不足するのかということも推測することは非常に困難になってまいります。このため、将来的な調整量の不足量を明らかにということも非常に難しくございますし、したがって、入ってくるある一定規模の電源に対して、一定のルールに基づく調整具備をお願いするということでございます。

スライドの7にまいります。

それでは、この規定をする範囲はどうだという議論になりますけれども、今回お願いしておりますのは25万キロワット以上のユニットということになります。この図にありますとおり、当社のユニットの配置からいたしますと、25万キロで線引きをしました場合、台数は括弧にありますとおり424台中の115台、3割弱でございますけれども、その出力は、縦軸にありますとおり9割を超えます。ですので、この3割弱のユニットで9割以上の出力に対する調整機能を具備できるという範囲から、このあたりの線引きが合理的ではないかというふうに考えている次第でございます。ただ、将来的な状況の変化によりまして、25に決めたことにより20とか20未満のユニットばかりがふえるようだと、先ほどのよう

な、6 ページのような問題がまた再発する可能性もありますので、この環境変化によっては、場合によって将来的にこういう見直しも必要になるかもしれませんというふうに認識をしております。

右側にまいりまして、スライド8でございます。

今回お願いする周波数調整機能の具備、これによってどのくらいの負担が発電事業者に生ずるのかという議論になります。なるべくこういうことが過度にならないように配慮いたしたつもりでございます。メーカーさんですとか、火力原子力発電技術協会への引き込み等を行いましたけれども、これらの機能具備による発電機、タービン、ボイラ等の発電設備本体への追加コストはかからないというふうに確認いたしております。ただ、信号を受信して応答させるための変更を設計段階で新たに考慮した場合に、数百万円程度の増加はあるのではないかと。それでも、全体の建設費にいたしますと0.01%という程度と考えておりますので、審査の論点のうちの必要性・適正性にある新規参入を阻害するものではないと考えております。ただ、これを後から具備しようとするすると数千万円の費用がかかるというふうにみておりますので、なるべく入り口のところでこういうことを公表し、お願いをしていきたいというふうに考えている次第でございます。

最後に、この調整機能の具備の適用時期でございますけれども、この託送約款の実施日、来年の4月1日以降に契約申込をされるものを対象にお願いをしております、したがって、それ以前の27年度中の契約申込の電源は対象外ということになるかと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○安念座長　　ありがとうございました。

3つの論点について、代表していただいてご説明をいただきました。

これから3つの論点について各社さんから補足のご説明をいただくのですが、代表選手以外の9社さんにコメントをいただくと、9社掛ける3論点で27。私が今手元にもっておりますシナリオですと30分以内ということになっておりますので、そうしますと1社さん1分ということになってしまうのですが、特にコメントしていただくことが仮になれば、それはもうそれで結構でございますので、次の会社にバトンタッチということでも結構でございますし、もちろん力説したいということであれば多少時間がかかっても結構でございますが、そういう時間の制約の中でまことに恐縮でございますが、要領よくご説明をいただければありがたいと存じます。

それでは、需要地近接性についての追加コメントからまずお願いいたします。

それでは、ずっと北海道さんからお願いできますか。

○北海道電力（藤井） 北海道の藤井でございます。

それでは、近接性評価割引について、資料5に基づいて補足説明をさせていただきます。
まず、資料2ページをごらんください。

こちらは、弊社の供給設備と潮流状況でございます。

北海道の需要は、札幌市を中心とする道央圏に北海道エリア全体の約50%が集中しております。それ以外は、旭川、函館、釧路、帯広、北見等の地方都市に合わせて約20%の需要があり、これらの地域でエリア全体の約70%の需要を占めております。

次に、北海道の電源ですが、原子力の泊発電所や石炭火力の苫東厚真発電所などの大型電源が道央圏を取り巻くように配置されております。これらの発電所で発電された電気は27万5,000ボルトのループ状の送電線に連系されておまして、道央圏で消費されるほか、下位電圧の送電線を通して全道各地へ運ばれていきます。

この図に近接性評価地域を記載しておりますが、これらは基幹系統の末端に位置する都市が対象地域となっており、潮流改善に寄与する地域であることがご理解いただけると思います。

次に、4ページをごらんください。

今回の見直しにより、対象地域の面積は供給エリアの65%程度から15%程度に減少しておりますが、近接性評価地域における当社以外の電源による発電量は増加しており、また、全道需要に占める近接性評価対象地域の需要量も供給エリアの30%程度から65%程度へと増加しております。

以上のことから、今回の評価対象地域の見直しは、電気の地産地消、潮流改善という目的により合致していると考えております。

近接性評価の割引については以上でございます。

次に、資料6—1、離島ユニバーサルサービスに……

○安念座長 これはまた次のラウンドにいたしましょう。済みません。何かこっちの頭が整理できなくなっちゃう。申しわけない。

それでは、東北さんをお願いします。

○東北電力（田苗） 東北電力の田苗でございます。

それでは、資料5—2に基づきましてご説明申し上げますが、違うところだけ、シートナンバーの2ページでございますが、当社の今回設定しました割引単価につきましては、

低高圧電源はキロワットアワー当たり55銭、特高電源については44銭、基幹系電源については23銭ということでございます。

次に、ページナンバー6ページでございますが、ここは近接性評価地域の設定の考え方を示してございます。この考え方については関西電力さんと同じでございます、単位を市町村単位、電源が不足している地域、需要の平均密度を上回る市町村ということでございます、その結果、評価地域については、これまでの35市町村から86市町村へ約2.5倍に、面積では約2倍に増加しておりまして、その地域もエリア全体に比較的均平に分布してございます。

東北からは以上でございます。

○安念座長 東京さん。

○東京電力（武部） 東京からは資料5-3でございますけれども、評価の考え方、算定方式は全く同じでございますので省略をいたしまして、結果だけご説明させていただきますと、6ページになります。

現在の都県別のエリアから、右側にあります市区町村別のエリアということになります。従来に対する増減が7ページにありますとおり、引き続き対象になりますのがオレンジ、ベージュが今回対象から外れる地域、紫が追加される地域ということになります。

右側の8ページをごらんいただきますと、近接性という意味では、外輪を通じて首都圏に回ってまいります電源潮流、主にこういうふうに向心方向に向かっている潮流に対して、その先に今回の評価地域があるということで、趣旨に沿った結果になっているのではないかとこのように承知をしております。

私のほうからは以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

では、中部さんをお願いします。

○中部電力（松浦） 中部電力の松浦でございます。

当社の場合は、近接性評価割引だけというか、近接性評価割引について全体的には関西電力さんと同じですので、当社独自の事項についてのみ補足説明をさせていただきますが、資料の6ページをおめくりいただきたいと思っております。

6ページでは、評価対象地域の選定に関する説明をしておりますけれども、地域の選定に当たりましては、当社におきましても関西電力さんと同様に、発電量が需要量を上回る市町村を対象外とし、その次のステップとして需要密度が当社全体平均を下回る市町村を

対象外としております。

加えて、関西電力さんと異なるところということでは、第3ステップとしまして、当社ホームページに公表しております系統マッピングにおいて熱容量面から特別高圧系統の対策工事が必要となる地域を含む市町村を対象外としております。これは、系統接続にかかわる対策工事が必要となる地域に立地している電源について割引評価を行うことは制度趣旨と照らし合わせてなじまないと考えているということでございます。

簡単でございますけれども、当社から説明は以上です。

○安念座長 では、北陸さん。

○北陸電力（高林） 北陸電力です。

資料5—5でございます。

関西電力さんのご説明につけ加えて申し上げるところは、2ページだけごらんいただきたいと思います。

当社の場合、基幹系統の潮流を踏まえまして富山県に電源をつくられる場合の評価を行うということで、今回、県単位だったものを市町村単位で設定したことによりまして、青いところが評価対象になっております。

以上でございます。

○安念座長 それでは、中国さん。

○中国電力（松岡） 中国電力でございます。

資料5—7の4ページをごらんください。結果だけご紹介いたします。

当社の場合、基幹系統、50万ボルト系統は、山陽側と山陰側2ルートあるという状況でございます。その需要地近接性の対象エリアは赤く市町村を記載してございます。需要密度の多いところといいますと瀬戸内海側の工業地帯ということになりまして、潮流の状況と需要地近接性のエリアというのがおおむね整合のとれたものになっていると考えてございます。

以上です。

○安念座長 それでは、四国さんからお願いいたします。

○四国電力（長井） 続きまして、四国です。

資料の6ページをごらんください。

見直しの考え方ですけれども、関西さんと同じ点というのが、市町村ごとに、あるいは発電量より需要量が多く、あるいは需要密度が高い、これは全く一緒でございます。

最後の1点、電源が連系することによってネットワーク設備の増強工事が必要という点と、割引の趣旨に沿わない場所のはけたというところが違うというものでございます。

それから、11ページのところに潮流状況をつけてございますけれども、当社の場合、左端のところ、一番西側に伊方の発電所、それから右端のところ、東の端に橘湾発電所というのがございまして、50万の背骨で右から電気が流れてきて需要地に流れるということでございまして、この状況と需要地近接性評価は妥当、合致しているという状況をお示ししてございます。

以上です。

○安念座長　では、九州さん。

○九州電力（山崎）　資料5—9でございます。

算定の方法は皆様方ご説明のとおりですので、結果だけということで、最後のページ、10ページをみていただきたいのですが、潮流図でございます。

これは、潮流図の中で白い矢印が50万ボルトの潮流で、大きさは、大きいものは大きく、小さいものは小さい潮流が流れているということでございます。あと、黒い矢印が20万ボルトの送電線の潮流というものを示してございます。これをみていただくとわかるとおり、近接性評価地域と潮流、このあたりが大体合っているのではないかなというふうに考えておきまして、今回の近接性評価地域というのは適切ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○安念座長　ありがとうございます。

では、沖電さん。

○沖縄電力（仲里）　私も結果だけ。資料5—10の4ページをお願いします。

割引対象地域につきましてですが、現行も割引対象となっております那覇市、これを初めとして14市町村、これが割引対象となっております。今回の見直しに当たりまして、現行から縮小された地域はございません。

以上です。

○安念座長　どうもありがとうございます。てきばきとご説明をいただいて本当にありがとうございます。

それでは、離島ユニバーサルサービスにまいりましょう。

北海道さんからお願いいたします。

○北海道電力（藤井） それでは、資料6—1に基づいて説明させていただきます。

1ページをごらんください。

今回の託送料金原価については、離島における供給コスト32億円から電気料金収入13億円を引いた19億円を離島ユニバーサルサービスに必要となるコストとして算入しております。なお、弊社管内で対象となる離島は契約口数で全体の0.3%程度、販売電力量では全体の0.2%程度の需要規模となっております。

離島における供給コスト及び電気料金収入の具体的算定方法については、後段のページに記載してあるとおりでございます。

弊社からの補足説明は以上でございます。

○安念座長 それでは、東北さん。

○東北電力（田苗） それでは、資料6—2の1ページに、当社の離島を示してございます。今回の離島ユニバーサルサービスの対象地域は、当社の場合3島、飛島、粟島、佐渡島でございます。

続きまして、4ページでございますが、結果でございます。

託送料金原価への影響ということではありますが、離島供給に係る費用につきましては98億円、料金収入は44億円、したがって、その差額54億円を託送料金原価に反映をしております。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。東京さん。

○東京電力（武部） それでは、6—3の1ページ下でございます、右側にあります当社の離島でございますけれども、伊豆7島に加えまして八丈島と小笠原諸島、計11島を対象に算出した結果、その下にありますとおり75億円－28億円＝47億円が今回の織り込み額で、アワー当たり2銭ということになっております。

以上でございます。

○北陸電力（高林） 北陸は、資料6—4です。

当社は、能登半島の北部に舳倉島、この1島であります。燃料費などで3年平均で8,000万円から向上収益700万円を引きまして、平均7,400万円を託送料金に反映いたしております。

以上です。

○中国電力（松岡） 中国電力です。

資料6—5の1ページをごらんください。

当社は2つの離島を抱えてございまして、その離島供給に係る費用と収入の差分18億円、単価にしまして0.03円、これをユニバーサルサービスコストとして計上してございます。

以上です。

○安念座長　それで、四国さんがおありでない。九州さんはさっき代表で。では、沖電さん。

○沖縄電力（仲里）　資料の1ページをお願いします。

当社は37の有人離島がございすけれども、このうち沖縄本島と連系されていない26の島、これが離島ユニバーサルサービスの対象となります。管内の需要に占める離島のウェイトが約9%でございまして、系統全体に占める離島のウェイトが突出して高いということから、アワー当たりのユニバーサルサービスの負担が相対的に高くなります。

また、図の青色部分で表記しておりますけれども、沖縄本島周辺離島につきましては、経済合理性の観点から海底ケーブルで本島と連系しておりまして、この島については離島ユニバーサルサービスの対象外となっております。

2ページをお願いします。

今回の託送料金原価におきまして、離島供給費等の144億円から託送料金相当額を除いた離島の電気料金収入78億円を差し引いた年間66億円を離島ユニバーサルサービスに必要なコストとして算入しております。離島供給費等及び離島の非ネットワーク収入の具体的な算出方法については後段のページに記載しておりますので、後でご参照いただければと思います。

以上でございます。

○安念座長　ありがとうございました。

それでは、最後の周波数調整機能の件ですが、ここでちょっと、東電さんがご指摘になったのと同種の問題は各社さん皆それぞれに抱えておられて、いずれ、2年かそこいらのうちには分社せざるを得ないということだと思っておりますが、それについては各社さんほどのようにお考えであるのか、ちょっと教えていただけるとありがたいなと思います。

では、北海道さんからまたお願いいたします。

○北海道電力（藤井）　まず、適正な周波数を維持するために電源に具備する周波数調整機能、これは必要というふうに考えてございます。当面は、既存の電源に具備されている周波数調整機能、弊社の場合はこれを活用することで調整可能というふうに考えてござ

います。

ただし、今後の話ですけれども、将来電源を取り巻く環境とか電源の構成、これが変化するというのであれば、こういった周波数調整機能の具備を求めることが必要になる可能性というのは認識してございます。

○安念座長 ありがとうございます。東北さん。

○東北電力（田苗） 東北の場合も、今の北海道さんとまるっきり同じでございまして、当面は自社の調整力で間に合うかなというふうに考えていますが、将来においては考える必要が出てくるというふうに思っております。

○安念座長 中部さんはいかがですか。

○中部電力（松浦） 全く同じでございます。特段ありません。

○安念座長 わかりました。

北陸さんは。

○北陸電力（高林） 同じでございます。

○安念座長 順番に。

○関西電力（土井） 同じでございます。

○中国電力（松岡） 中国も同じでございます。

○四国電力（長井） 同じでございます。

○九州電力（山崎） 同様でございます。

○安念座長 沖電さんも。わかりました。

どうもありがとうございました。重要な3つの論点について、それぞれ代表3社さんと、それから各社に追加的なコメントをいただきました。

お世辞を申し上げるわけではないけれども、やはり電力会社の方って優秀だなと思えました。「こういうふうにやってくれ」とお願いするとちょうどそうやってくださる。私の学生もこのような能力をもってくれるといいなと今思いました。どんなことでも一口でいえといたらいえなきやいけないんだよいつも学生にいうのですが、もたもたとやりまです。——いや、どうでもいいのですけれども、そういう個人的な考えを催しました。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました3つの論点についてのご説明につきましてディスカッションをしたいと思います。いつものとおり、どなたからでも、また、どの論点からでも結構でございます。3つを分けてみようかなと思ったのですが、まあ、いいです。どこ

からでもいいですから、ご発言ください。どうぞ。

○圓尾委員　すみません、では、ぱらぱらと質問したいことがあります。

まずは、関電さんから近接性評価割引についてご説明いただいたペーパーについてです。7ページには、約款から除いた理由のところで「見直しを機動的に行えるように除きました」と書いてある一方、9ページをみると「潮流に大きな変化があった場合には見直す」、「基本的には託送料金の改定と合わせて見直す」と書いてありますので、託送料金の改定を機動的にされるということなのですね？もしくは、矛盾していることを書いているのでしょうか？という質問です。

それから、東京電力さん、同じく潮流改善、近接性評価割引のところで、8ページのグラフを用いてご説明いただいたときに、全般的に以前に比べて今回の区割りが適正だという説明の中で「求心方向に向かった潮流の改善につながるからこれが適正なのだ」という様な言葉でおっしゃいました。とすれば、ここで抜けている川崎など幾つかの、まさに求心方向のところを除かれているのが、その説明だと合理的ではないと思うのですが、どうなのでしょう。各社さんの説明の中で、発電と需要のバランス、それから密度で区切った後に、各社さんそれぞれの理由でこういうところは除きますという説明がある一方で、こういうところは足しますというのは全然ないですよ。もし東電さんの説明が本質であるとするならば、この川崎のようなところは、まさにその説明にのっとっているわけだから、足すということがあってもいいのではないかと思ったのですけれども、そうしない何か合理的な理由があれば聞かせていただきたいと思います。

○安念座長　では、まず関電さんに、見直しのタイミングの点、いかがでしょうか。

○関西電力（土井）　資料上、今、圓尾委員がおっしゃったとおりの表現をしております。やはり潮流状況に大きな変化があった場合には評価地域の見直しも必要になると認識しております。ただし、その評価の見直しの結果、やはり託送料金に影響があるということになりますと、これはやはり改定と合わせて実施するというところでございます。その両面がございまして、資料上あのように書かせていただきました。約款に評価地域を規定するということになりますと、その場合の手續をいかに機動的にやるか、このあたりもいろいろ事務局のほうにご検討いただきたいなというような点もございます。

以上でございます。

○安念座長　何だか、わかったようなわからないようなお話だったが、これは我々のほうで議論しなければならない論点では確かにあるんですよ。

では、東電さん、済みません。

○東京電力（武部） 8ページでご説明しましたのは、算定ルールとは別の観点からみた場合というご説明でありまして、算定ルールはあくまでも需要密度が平均より上回っていないか、それから発電力が需要を上回っていないかという、その2つの基準で算定しました結果、川崎が漏れているということになります。確かに基幹系からの求心力に対しては効力があるかもしれませんが、ほかの電力さんで一部ありますとおり、系統づくりに非常に制約があるという地域を除いている会社もありますとおり、弊社でもこの川崎地域というのは非常にコンジェスションが激しくて、ちょっとした電源を追加しておこうと思っても、もう3桁の系統増強費用がかかります。そんなことから、そのルールは設けておりませんが、結果としてそういう観点からも除外という結果になったという、もう1つ説明を加えますとすると、そのルールにも合致した結果にもなっているという、その両面でこの近接性という問題をそれなりに説明できるのではないかと承知しております。

○安念座長 ちょっと、今のジャスティフィケーションは、もう一回我々の中でダイジェストしなければならないような気がしましたな。

では、とりあえず続けてください。

○圓尾委員 済みません、あと1つ2つです。引き続き、東電さんが出された調整機能具備の要件化についてというところで、25万キロという線引きが出てきていて、その説明として合計発電機容量の90%強だからと受け取ったのですけれども、この90%強という水準にそもそも何か意味があるのでしょうか。これが90%以上であることが大事だという何か合理的な説明があればお聞かせいただきたいと思います。

それから、当然東電さんは大きな発電所を中心にもっていらっしゃるから、25万キロといたら、それは自分たち自身ももちろんやっていますよね？という確認はさせていただきたいと思います。

○東京電力（武部） 済みません、最初に申し上げ損ねてしまいましたけれども、当社の基準で25万キロ以上と並べた場合ということでございまして、それで今実際に9割以上をカバーできておりますので、この基準を維持していこうということです。

○安念座長 それで、圓尾委員がおっしゃったのは、その定格出力を合計して積み上げていって9割となる、その9割という数字に何か技術的な意味があるのかという、そういうご質問だったように思うのですけれども。

○東京電力（武部） 9割ないといけないか、8割では不足かという細かな議論になりますとどうかという感じはいたしますけれども、この6ページとか5ページにもありますとおり、大半の発電機がやはり出力過程を担うわけでございます。ですから、なるべくそこのところに参画してくる発電機にはこの調整機能をもっといただきたいということでありまして、仮に、そうするとこれを20万キロとか10万キロとかに下げていきますと、もうやたらに手間と費用がかかるばかりで、かえって効果も得られないということで、当社が今実施している範囲と同じ基準でいけば、それなりに合理的に具備していただけるだろうし、運用も円滑に進むということでございます。

○圓尾委員 わかりました。そうすると、確認ですけれども、自分自身で線を引いていらっしゃる25万キロに意味があるのであって、9割には特段意味があるわけではないのですよね。

○東京電力（武部） はい。

○圓尾委員 了解しました。

○安念座長 積み上げてみると9割になるから、まあ、9割ならほぼほぼ安心なエリアだというふうに、少なくとも直感的にはお考えなのではないかなと拝察したのですが。わかりました。25に意味があったんだな。

では、南先生、お願いします。

○南委員 近接性割引。質問というよりは意見というか、頭の整理の問題なのですが、事務局の論点表のとおり、いわゆる一番——資料4のスライド27です。結局、この「当社が別途定める地域」という表現が、ぎりぎりいうと、電事法の附則の9条2項3号の算出方法を適正かつ明確に定めているのかどうかというのが論点になるんですよ。「当社が別途定める」というのは、いわゆる自由に委任しているような感じになるから、ただし、基準が非常に明確で、一義的に誰もが答えを出せるものならまあいいかなという考え方もあるのだろうけれども、ここで議論になっているように、一体ここは入るのか入らないのかとか、それから、もろもろ地域を定めるのが難しいものであるということからいえば、さすがに自由に委任するのは難しいだろうというのが多分皆さんの感覚かなというふうに整理しています。

その理由としているところも機動性と——先ほど圓尾先生もおっしゃいましたけれども、機動性はわかるのですが、他方で、おっしゃるとおり頻繁には見直すつもりはないというふうにお書きになっている電力会社がほとんどで、そうであれば、託送料金の改定

と原則——「原則」と書いてあるので違う場合もあるのかもしれないけれども、原則一緒に行いますということであれば、約款に書いて認可にかからしめても、さほど問題はないのではないかと。

加えて、割引単価のほうは別表になっていて、別表は約款の一部ですから、そうすると、割引単価を変えるときは必ず認可が必要ということであれば、特段約款に「当社が別途定める地域」というふうな委任条項を残さなくて地域を特定しても、それほど不都合がないのではないかというふうに考えます。

問題は、それをそこそこ機動的に行えるかどうかの制度設計の話で、これはまた別途考える必要があるかもしれないなど。料金とともに近接性割引、もしかしたら近接性割引地域だけを変えるときもあるかもしれないので、そこを、このような委員会をまたその都度開いてというところをどう考えていくかというところがポイントかなと思っています。

以上です。

○安念座長 恐らく完全に地域の指定を約款外にするということは、つまり経済産業大臣の認可外にするということですからけれども、それはなかなか難しだろうという南先生のご指摘です。論屋的には大体そうだろうという気がいたしますね。ただ、それと柔軟性というか、即応性というか、そういうものとの見合いだから、これは我々の中でもっと検討しなければいけませんですね。ありがとうございました。

辰巳先生、どうぞ。

○辰巳委員 その近接性割引のお話なのですけれども、一応制度設計ワーキングではできるだけ小さな区域で検討しましょうということになり、現在、今まで県単位だったものが市町村区域までというふうになって、そこまでは納得なのですけれども、多分、私がざっとみた感じでは、ほかの電力会社さんはないのだけれども、東京電力さんの場合だけ市町村区域の中の区、東京都の中の1つ——品川でしたっけ——区と、あと川崎市の中の川崎区、横浜市の中の何区でしたっけ、3つぐらいの区が、これを今いっているできるだけ小さな区域にといったときのそういうふうな区割りまでを考慮しておられたのかどうか。つまり、いわゆる普通の私たち生活者からすれば、行政区というのが、大体税金だって何だって共通でお支払いしているわけで、例えば川崎市に住んで、私は川崎市民なのですけれども、北のほうに住んでいる私はあれを受けて、南のほうにお住まいになっている方は、わずかでしようけれども料金が違うというのはいいのかなというふうに単純に考えただけなのですけれども。そういうのをどのように考えておられるのかなと。多分ほかの区とい

うか、そういう区割りはなかったと思うので、どうなのでしょうねという提案なのですけれども。

○安念座長　これは誰が考えたらいいんだろう。つまり、誰が考えたらいいかというのは、僕たちはルールを適用する立場です。自分たちでルールをつくるということは極力避けたいと思うわけですよ。問題は、ではルールがあるのかということですよ。これは、さっき都築課長からご紹介いただいたが、法令は会計規則なのだけれども、これはもうほぼ何も決まっていないのと同じです。市町村というのは制度設計ワーキングで出てきた話なのだが、しかし、それも文言は「例えば市町村」と書いてあるだけであって、必ず市町村でなければならない、もっと広くてもいいのか、もっと狭くてもいいのかという、これがわからない。つまり、僕らが適用すべきルールの中身自体がどうも確定していないのですよ。だから、そこから先はどうしたらいいかな。

東電さんは、何かそれについて、さらに自治体の中の行政区——ということは23区のほうではなくて横浜市や川崎市ということですが、その中でさらに例えば川崎区とか鶴見区とかいうふうに細分化しようというのはもともとからのお考えであったことですか。

○東京電力説明補助者　私どもでいろいろな物事を考えるときに、やはり行政区、特別制定区については1つの市町村と同様の扱いで動いていることが多くございます。その関係もあって、「市町村」とワーキングの資料にはお書きいただいておりますけれども、感覚的には当然市区町村という感覚が実は強うございまして、どこがということではなく、市区町村で最初から対象として仕分けをさせていたということです。

○安念座長　もう、当然そうだよ、という感じですか。

○東京電力説明補助者　ええ。これはあれなのかもしれませんが。ですから、ご指示いただければもちろん市単位で物事を考えるということもございまして、現状のところ申しますと、千葉側もそうですけれども、それぞれの行政区を市で捉えた場合にはかなり、電源との関係も含めて、需要・電源とのそれぞれの単位の跋行性というのは大きくなってしまふかなというところは逆に正直でございます。

○安念座長　東電の管内は政令指定都市が幾つもあるから、これは結構一般論としては跳ね返りの大きい話ですよ。

○辰巳委員　相模原市もそうでしたね。緑区か何かが抜けていて。

○安念座長　そうそう。それと、さいたま市も千葉市もある。たくさんあります。

だから、さっきの話の続きなのだけれども、ルールがはっきりしていないんですよ。と

いって、我々は、ルールがはっきりしていないから投げ出すわけにはいかないので、暫定的にせよ、とりあえずはこの考え方でいこうというのを打ち出さなければいけないので、それは皆さんにご相談しなければなりません。とりあえずは、我々の個別審査でやります。

○辰巳委員　ただ、自然の感覚として、やはり市区町村といわれたとき、私なんかは、区は入らなくて、東京は市区町村の区だけれども、川崎区の区は違うからね。だから、川崎なんかは、もう市として——横浜も、もちろん相模原もね。それは、1つの市区町村でやはりやるというのが住民の側からすれば自然な感覚で、ネットワークを利用する人間としても公平なのかなというふうに、ちょっと。つまり、「あら、あなた、そこに住んでるの。そっち高いわね」とかという、そんな、住まいで、たまたま市区町村で切られれば仕方ないとしても、ちょっと何か違和感というか。——わかりました。私の感覚です。

○安念座長　それはあり得ると思います。とりあえず個別審査で、どっちみち結論を出さなければいけないと思っていましたので、出します。

梶川さん、済みません、お待たせしました。

○梶川委員　1つ目は意見に近くて、近接割引の話。これは、先ほど来からの議論のように、制度の安定性とか予見可能性と機動性の両者の比較衡量の部分もあると思うのですが、こういった事業の性格から考えると、私は、この予見可能性というか、事業前提を安定的に置くということは非常に重要なことではないかと。そんなに、きょうあすで設備投資を変えられるようなお話でないので、重さは機動性よりはある意味では予見可能性が非常に重要になるのかなということと考えますと、この約款であったり、明示性が非常に高いプロセスが非常に重要なのではないかというふうに思うという意見でございます。それが1つ。

それから、ちょっとお聞きしたいのですけれども、ちょっと私も技術的によくわからなくて、東電さんの周波数の調整機能のお話で、レジユメの8ページのところに機能・仕様ということで少しコストについてご説明が書かれているのですけれども、上のほうに、こういうものの追加コストは原則考えられないとかという。現実にこの機能のためにかかられるコストというのは、ここに、D P C受信・応答させるため云々というようなところで数百万円というようなことが書かれていて、これは、これ以外には大体ボリューム感としてどのぐらいのコストが増加されると。ないしは、これがコストなのでしょうか。

○安念座長　どんなものですか。

○東京電力（武部）　ちょっと単位は数百万となっておりますけれども、トータルでそ

のぐらいの増分にとどまるというふうに考えております。

○梶川委員　そもそも、この機能に対するコストというのは数百万と。

○安念座長　それって通信にかかわるコストですか。それとも何か、私は素人だから、すごいばかなことをいっていただければそうおっしゃっていただきたいのだけれども、例えばタービンを補強をしなければいけないとか、そういう話だととても数百万では済まないと思うのですが、どんな感じなんですか。

○東京電力（武部）　最初、弊社が保有しております石炭ボイラなんかは、ボイラの肉厚が3%の調整力に対応させるために厚いものをもってありますが、これを先般の火力の入札のときに検討しますと何億も増分になるということで、石炭は変化速度を3%にするのをやめました。通常の、なしで、もう1%。という意味で、ボイラの肉厚ですとか発電機本体ですとか、そういう主要設備に影響を及ぼすものはやめよう。ですので、通信の搬送機ですとか、そういうアクセサリの範囲にとどめようということで算出した範囲でございます。

○梶川委員　そうすると、結論的には、このお話は数百万の追加コストを要請するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○安念座長　25万超のものについてね。

○梶川委員　20。その25万とかという区切りも何か……。

○安念座長　それは、さっき圓尾さんの話で出て。

○梶川委員　わかるのですけれども、ことが数百万だとすると……。

○安念座長　ほかでもいいじゃんということだよ。

○梶川委員　何となく、そういう感じも一種したりしてということが1つ。わかりました。

これ、数千億の0.01%というのは、数百万のほうが正しいのですよね。

○安念座長　そうでしょう。数千億だともっとゼロがないといかん、といたいんでしよう。

○梶川委員　ぜひ座長、その辺は数百万を確認させていただいたということで。申しわけございません。

○安念座長　わかりました。いや、僕も率直にいうと、こういう言い方をすると不謹慎だけれども、数百万というのはえらい安いじゃんと思ったんです。今のご説明でそれなりにわかりました。とりあえずいいですか。

では、松村先生。

○松村委員　先に、今出てきた調整のことでお願いがあります。先ほども正しくご指摘になっていた通り、後から対応しようとするのとあらかじめ対応するのではコストがまるで違うということなので、仮に今後25万を変えることになったとしても、遡及はしないように。逆にいえば、変えるのであればできるだけ早いタイミングで、遡及せずに済むように変更してください。同じ意味で、他の電力会社も、対応が遅れた結果として遡及が必要になることはないと思うのですが、そのようなことは決してしないように、基準が決まった後に繋ぐもの限定でお願いします。

25万については、恐らく系統規模によって変わってくると思います。他社では15万にしないとやっていけないとかということは当然あり得ると思いますから、この東京電力の基準に合わせる必要はないと思いますが、できるだけ早いタイミングで、こういう形で規制を入れようと思っているということをいっていただけると、新規参入者も対応しやすいと思います。

それから、これは経産省、監視等委員会へお願いします。この東電が示した仕様は、聞く限りでは合理的な気がするのですが、新規参入者の立場から、これだと、こんなコストでは全然済まないとかということがもしあったら、そういう意見を新規参入者から寄せていただいて、それでこれが適正なのか検討していただきたい。この委員会で技術的な要件が本当にこれで正しいのかどうかを詰めるのはとても難しいと思うので、もし新規参入者からそういう要望があり、実際にチェックした結果としてもっともだということであれば、柔軟に対応していただきたい。そういうことはなさそうだという印象は受けたのですが、念のためお願いします。

次、よりもめるであろう需要地近接性に関してです。まず、代表して関電が説明してくださったのですが、資料5—6のスライド8の、この2分の1の説明。むしろ僕は、これを読んでわかった委員はいますか、と聞きたいぐらい。私の国語能力がないからわからないだけなのか、ちょっとこの説明はいくら何でもひど過ぎないかということなのか、関電ももう一度よく考えていただきたい。これで本当にわかる人がいるのだろうか。でももうこれ以上言いません。

どうしてかということ、他の電力会社の説明はもうちょっとわかりやすい。例えば、東京電力の資料5—3のスライド5の最後のポツをみると、関電が何をいいたかったのかはおぼろげにわかる気はする。もし関電も東電と同じことをいっているのだとすると、基幹送

電線といっても50万と27万5,000があるとすると、ここを分けるという発想。割引額の根拠となる送電ロスだとかを考えると、より上位システムのロスの改善効果を見込んでいる。したがって、高圧・低圧であれば特高以上のところのロス、特高であれば基幹送電線以上のところを考える。この類推からすると、基幹送電線を50万と27万5,000を分けて、27万5,000で繋がっているところは、それよりも上位は50万。だから、27万5,000も含めた全体ではなく、50万のところに対する費用削減効果があり、割引はそこに限定されるはず。ひょっとしてそういうことを言っているのかとおぼろげにわかる気はする。しかし、仮に今の私の理解が正しかったとしても、この説明は全くわからない。まず、より上位をみていたのは送電ロスの話ですよ。ロスの話だとすると、恐らく50万と27万5,000だったらコストが大体半々ですといわれても、ロスの割合が半々ですということと全く何の関係もないわけで、コストが半々なのだから割引率も半分という説明は全くわけがわからない。ただ、これは実際には問題ない。もし本当に送電ロスを考えてのだとすると、むしろ50万のほうがロスは小さい、一般論として電圧が高い方が送電ロスは小さいですから、ちゃんと測れば2分の1よりはもっと小さくなる。最大見積もっても半分ということなのかなと思います。一方で、送電ロスではなくコストが直接関連するのは建設費。そもそも各社が出してきた方式に従えば、建設費は、より上位のものの建設費の節約という格好になっていない。特別高圧も高圧も固定費削減効果に関しては同じ割引になっていたはず。だから、こういう発想は根本的におかしい。もしこの理屈が正しいなら高圧の割引が過小になっている疑い濃厚、もし高圧がどうなっても特別高圧の固定費が変わらないなら、割引以前の問題で、その費用が高圧託送料金の原価に入っていること自体がおかしい。したがって、いずれにせよ、ここの説明で2分の1になるというのは、私にはいまだに全くわからない。これで一定の合理性があるというのは、私には受け入れがたい。もし合理性があると本当に信じているのなら、もうちょっとちゃんと説明をお願いします。

しかし、正直もう説明不要。ぎりぎり詰めてどれぐらいが合理的なのかを示すのは、今私が言った以上に厳密に示すのは難しいだろうと考えます。私は、むしろ2分の1と一般電気事業者がいつてくれたことは高く評価すべきと考えます。昔の一般電気事業者のかたくなな発想だと、ここのところはよくわからないからゼロと安直にいったでしょう。制度変更のどさくさに紛れて、基幹送電線は割引ゼロと信じがたいことをいっただろうと思います。それでも、えいやと2分の1としてくれた、ゼロということはあり得ないし、しかし、フルに見込むのは過大だし、厳密な根拠はなくてもえいやと2分の1でやってくれた

ということ自体は、責めるべきではない……

○安念座長 結構攻めていたじゃないですか。

○松村委員 いや、僕は2分の1が悪いと言ったつもりはありません。理由がわからないといっただけです。でもこんなざっくりでもゼロにしないでやってくれたことは、それはそれで評価すべき。ただ、これぐらいざっくりやる柔軟な発想があるなら、他のところでももう少しざっくりした発想でもうちょっとやれるところはあるのではないかなとは思いますが。

次。やはり基幹送電線の潮流改善効果に関しては、関電の説明も含めて私は全く納得できません。確かにローカルに設備の増設が必要になるという可能性があることは理解できる。しかし、一方で、長い長い基幹送電線の潮流を改善するだけではなく投資を潜在的に削減できるという効果は依然としてあるわけで、この効果を完全に無視するのは一体どういうことなのか、依然としてわかりません。他のところでも投資削減効果を考えているのに、なぜここだけ市町村単位と最後のところの流れだけから判断して大きな流れを考慮しないのかがさっぱりわからない。

例えば、中部電力で上越火力ができましたね。上越火力ができた結果として、私は電源のバランスはととてもよくなったと思います。あの投資は正しかったと今でも思っています。では、上越火力で、その近傍で中部電力の管内で需要がたくさんあって、それで上越火力の電気が自治体の外に流れ出ないなんていうことは、立地場所の性質から原理的にないわけですね。当然自治体の外に流れ出るわけですね。外に出るけれども、あれは全体の潮流のバランスを整える点でとても重要な電源。仮に中部電力がその発電所を作れなくて新規参入者が建設したとしても、更にはそれが区域外だったとしても、あそこに建設されたらバランスがとれるということになったはずで、それは当然促進されるべきなのではないか。だけど、関電の理屈からすると、つなぎ込みのところは当然追加の投資が必要だから、そんなのは潮流改善効果がなく、そんなところに投資を誘導するというのはおかしいことになる。そういうことを関電はご説明になったわけで、私は全く納得がいかない。私は、今回の申請は大きな進歩はあるけれども、やはり基幹送電線の割引のところは余りにもいい加減過ぎるというか、全体の効率性という観点からみても看過できないほどまずい問題があると思います。

ただ、悪口ばかりいっていますが、評価すべき点もあります。しらばっくれれば、建設費も一切反映しないとかなというやり方も可能だったのかもしれないけれども、きちんと

ワーキングの議論を踏まえて基幹送電線の投資を反映してくださったという点は評価すべき。高圧での割引料金は、私は全くまだまだ不満。どうして特別高圧の建設費だとか、あるいは固定費でも減価償却だけではなくて修繕費だとかのコストの割引がないのかということは不満。ただ、こういう形で固定費をきちんと入れて、高圧と特別高圧を分けるという英断をしてくださった点は高く評価すべきだと思います。

いずれにせよ、この基幹送電線あるいは特別高圧のところの割引あるいは割引地域の選定は、これが合理的だとは私は到底思えません。

以上です。

○安念座長　　ありがとうございました。

さて、この問題はどういうふうにやっていきますかね。2分の1問題について、何か追加的なコメントをしていただける方はいらっしゃいますか。私の認識では、何かの数字はつくらなければならないから、2分の1ぐらいのという腰だめで出されたのであって、それ自体に合理的な根拠があることを説明しろといったらそれはできないのだけれども、では、お前はどうやって考えればいいと思うんだといわれると、これもないというところで、なかなか難しいですわな。何か、電力各社さんからもし……。

○山内委員　　今の松村さんがいったのはよくわかりました。私、実は疑問をもっていたことが今の松村さんの発言ですごくよくわかったので、それで追加的に発言させていただきたいのですけれども、そもそも需要地近接割引の目的自体がはっきりしていないということがあって、今おっしゃった形で投資、要するに基幹の大きな潮流を改善するようなインセンティブをあれするのか、あるいは今回市町村別になったので、そういった基幹送電線みたいなもののインセンティブを、そのバランスをどうするのかということがすごく関係していると思うんです。

それで、そもそも、今ここで割引の計算としてロスと建設費を入れてきたということは、経済面でも長期の概念を考えていて、長期の概念でこれだけ費用が削られたからそれはあり得ますと、そういうことなので。もしそうだとすると、やはりこれは投資のインセンティブとして考えなければいけない。そうだとすると、今おっしゃったように基幹送電線の問題と、それからもうちょっと電圧の低いやつと、地域の捉え方、これって今は物すごくばらばらになっていて、目的をちょっとはっきりさせて、それから計算式もそうしなければいけないのではないかと思います。ただ、資本費用がどれだけ節約されたかというのを計算するのは物すごい難しいので、それは今回提案されたようなやり方しかないかもしれ

ないけれども、今おっしゃった2分の1問題は、要するに幹線系と地域系のバランスみたいなものを、もうちょっとデータとか何かで検証しないと――であれば、もう少し出てくるのではないかなという感じはしますけれども。

○安念座長　資本費用の節約だと考えるから、粗々をいえば減価償却費掛ける一定の係数みたいなものを掛けて出しましたということになっているわけだけれども、その根拠が何であるかははっきりしませんわな。そのもともとのはっきりしない理由は、多分、山内先生が今おっしゃったように、目的をはっきり定義していないことに由来するだろうということとは私も何となく薄々わかって、しかし、それは我々の委員会のマターではないので、箕輪、圓尾両委員にお願いするとしましょう。

○山内委員　ただ、ごめんなさい、もう1つ今の追加で。もしそうだとすると、その投資インセンティブみたいな話だとすると、おっしゃるように手続上面倒くさいというのはあるのだけれども、だけど、投資の問題なので、比較的安定的に固定しておいて、それで投資の判断をするというのは必要なので、さっきの議論からいうと、手続の問題はわかるのだけれども、戦略的にすぐ変えるような性質のものではないというふうに思います。

○安念座長　そういうことになりますね。目的をそういうふうに考えれば、そうなる。それは当然でしょうね。ぜひ親委員会でインセンティブな議論をしていただいて。よろしくお願いたします。

○沖取締役　近接性の話が今出ているので、あわせてちょっと、逆にお聞きしたいなと思ったのですけれども、中部さんでもいいですし、四国さんでもいいのですけれども、不足地域で需要量が多いところで、なおかつ密度がある程度超えていてという話があるのですけれども、それで、ただ、四国さんのところは最後に、資料5―8の6ページの見直しというところ、その中で、四角い箱の一番下、系統マッピングにおいて熱容量面から特別高圧系統の対策工事が必要となる地域を含む市町村は除外していますと。実はこれ、我々は発電所をつくる時に、アクセスする送電線については当然工事負担金を全部とられるのですけれども、あと、今度の制度改革によって上位系についてもある応分の負担をするルールが今できつつあるということをやっているのですけれども、熱容量面から特別高圧の対策工事が必要な分を僕らがこれから負担するわけなのです。いっているこの言葉の意味なのですけれども、我々が負担することで対策工事ができ上がった後の話と、それによってできた電源が需要地近接性の用に供している場合であれば、それはひとつ別の問題で終わっている話ではないかなというのがこの文章を読んでいて思ったのですが、まずそ

れのところはどういう考えで整理されているのかをお聞きしたいということ。これは中部さんも同じなのですから。

○安念座長　では、まずは四国さんから。

○四国電力（長井）　四国の資料の6ページのところをいわれていると思うのですが、基本的には、もう我々では18万の送電線がいっぱいであるよと。これ以上電源がくっつくと、18万の大きな増強が出るよと。したがって、インセンティブを与えてまでそういったところに電源を誘導するのはいかがなものかという意味合いで今回はじっています。ですから、確かに負担をしていただいて、系統増強の費用を負担していただけるのですが、それは100%かどうかはわかりませんので、そういった意味合いで、インセンティブを与えるほどのものではないということで除外したという考え方でございます。

○安念座長　結局除外されるということですか。

○四国電力（長井）　はい。

○安念座長　要するに、沖さんがお聞きになりたかったことは、そういうことですね。

○沖取締役　そういうことです。

○安念座長　中部さんは。

○中部電力（松浦）　考え方は一緒ですが、系統増強するなどの投資が必要だということでマッピングでお示ししているところなものですから、評価のほうからは除外をさせていただきたいということです。

○沖取締役　除外するというのは、要するに簡潔にいうと、こんな大きな発電所をつくることによって、こういう上位系統、18万とかの系統の負担をどうせできないだろうと、そういうことをおっしゃっているように聞こえるのですね。そういうところに我々は発電所をつくるわけがないし、そういう意味では、つくるわけがないからいいのかなという、そういうふうには聞こえるのですが、結果的にはそういうことになるというのでよろしいのですか。

○四国電力（長井）　我々は、インセンティブをお示しして誘導するまでのものではありませんよということであって、できないだろうとか、そんな話では全くありません。

○沖取締役　まあ、いいです。そういう意味では、同じように東京電力さんの、同じ資料の5-3で、今回は横浜問題があるのですが、これも一緒に、6ページ、四角の下、同じように、今後、電源の連系により電源過剰地域となる可能性がある地域を除外し

ましたというのはその横浜の話だと思うのですが、これは、さっき東電さんのお話があって、ここに電源がもしできると、非常に何かいろいろ上位系の調整が難しく、場合によっては上位系の系統の増強が要るのでここは除外したいというような感じにまず聞こえたんですね。まず、それは正しい解釈でしょうか。

○安念座長　いかがですか。

○東京電力説明補助者　今の2つ目のところは、2つの指標だけで仕分けをしております、それがトータルとしてという意味で下線を引いてございますのが今後電源の連系によりということです。密度と電源と需要の部分だけで単純に仕分けを行った結果が、この網かけになっていると。なので、それと別の指標で、もう1つ、横浜なり何なりという形にはしていません。

○沖取締役　ということは、この下線の部分の話は、横浜とは関係ない話。

○東京電力説明補助者　全体にかかっているという形で。

○沖取締役　かかっている話だと。では、横浜の話は何があれなんですか。今、横浜さんの話は、2つのところではひっかからないだろうと僕は思っているのですが、では、最後に除外された理由というのは何でしたっけ。

○東京電力説明補助者　この2つでしか除外云々は設定しておりません。

○沖取締役　では、今いわれた横浜のほうは鶴見区でしたっけ、そこはこの1番、2番でも……

○東京電力説明補助者　川崎区と鶴見区は、1番、2番で外れてしまうと。

○沖取締役　そういうことですか。

○安念座長　鶴見だから外したわけではないと。その塗り絵をしていたら結果的に外れましたという、そういうことをおっしゃりたいの。

○東京電力説明補助者　はい。

○東京電力（武部）　電源が多いからということです。

○沖取締役　多いので、そういうことになったということですね。わかりました。

○東京電力説明補助者　それとは別に、もともと内在している課題として、先ほど武部から申しましたような上位系、基幹系全体としての流れの話と、それから細かにつくっていったこのレイヤーの話はどういうふうに調整していくかというのが系統全体として正直難しいところがあるというのが私どもの認識でございます。

○沖取締役　加えて、そういうこともあると。

○東京電力説明補助者　その例として、神奈川なり各区というのを先ほど申し上げさせていただいた次第です。

○沖取締役　わかりました。

それから、最後に、東電さんの周波数の件なのですけれども、発電機への調整機能の話なのですが、書いてあることはごもつとも、これからこういうのが必要になるだろうというのはこの資料でよくわかるのですけれども、まず、東電さんだけがなぜ今こうなっているかという話の中で、周波数調整機能、要はいろいろな、朝の立ち上がりとか、ここにも書いてありますけれども、基本的には周波数調整の話だろうと思っっているのですが、東電さんのところのいわゆる50ヘルツ系というのがそんなに今荒れているかということ、そうでもないような気がするんですね。それなのに今これでどうしても乗せたいという話があって、なおかつ、ほかの電力会社さんが今はいいよと。そのうち来たらやりましょうという今のお話だったので、随分温度差があるなというのが1つありまして。東北さんに至っても同じ50ヘルツなのにないとおっしゃっている。これがまず1つ違和感がある。

それから、2つ目に、25万以上ならやりましょうという話はいいのですが、その費用のことなのですけれども、先ほどいいました8ページにあります数百万円ですね。これは本当に数百万円だったら我々はうれしくて、これからできるやつは全部数百万円だけの費用でやりたいのですが、メーカーさんが、いや、そんな金ではできないかどうかという話はこれからあると思いますので。例えばD P Cの話もそうだし、L F Cの話もだけれども、例えば今、通信機能とかそうなってくると、C D Tとかを使って恐らくやると思うのですけれども、信号のやりとりはあるのですけれども、実際に受けた変電所側のガバナの入力のほうに周波数の調整だとかいろいろな要素を入れながら調整するということになる、そんな数百万でできる機能というのはまずちょっと考えにくいので、これは東電さんが負担する分はそうかもしれないけれども、受ける側の発電社側のほうは恐らく別のコストが出てくるのだろうと思うんですね。そのものがちょっと違うような気がする、そこはもう一度ちょっと調べて、こんな簡単なもので——もしこれだったら、メーカーさんがいいよといってくれば我々はハッピーなのですけれども、それはもう少し、ちょっと乱暴かなというのがあるので、ここは少し考えていただきたい。だから、0.01%とかそういうのはちょっと違うことがあるので、お願いしたいと。

それから、戻りますけれども、本当に周波数の調整が苦しくてどんどん大変なことになっているかどうかということもこの資料では全くわからないので、もう少し丁寧に、こう

いう状況なのでこういう機能が絶対要りますというのをもう少し定量的にお話をいただくと大変説得力があるかなと思います。

以上です。

○安念座長 どちらも重要な点と思いますが、今の段階でもし何かコメントしていただくことがあればどうぞ。

○東京電力（武部） この具備をお願いするのが、技術的に荒れているとか、そういう系統の状況にあるということではなくて、来年の4月に分社化をいたします。そうすると、私どもの発電会社は一発電事業者。我々は別の会社の送配電事業者。そうしますと、発電事業者は発電事業者なりに、東電グループといえども、いかにコストを抑えて合理的な仕様で発電所をつくるということにフォーカスします。協議しておりましても、余計な機能はもう全部排除してくれと、こういうふうになっているものですから、これはちょっと、社内といえども具備した連系要件を整備していかなければならないなという状態に立ち至っておりますので、技術的な問題というよりは、これから自由化を迎えて競争力を発電事業者としてもおもちになる必要がありますので、必要最低限のものはきちんと定めておこうということでございます。

○沖取締役 今の話は、では、そうすると技術的な話ではなくて、より託送料金を下げるためには応分の発電事業者の負担をすべきだという発想からお願いするという意味ですか。わかりました。

そうすると、ほかの電力会社さんも同様のことを……

○安念座長 だから、さっき伺ったんです。どっちみち分社しなければいけないから。

○沖取締役 さっさとやっていただくのが託送料金を上げない方法としてはあるのかなという、そういう結論と考えてよろしいですね。

○東京電力（武部） 各社さんもそれなりの調整力を合理的におもちなのですから、社内取引ですので、その対外的な託送要件というふうに仕立てる必要がまだないということです。

○沖取締役 ありがとうございます。

○安念座長 費用をまさに、さっきも梶川さんがいっていたけれども、本当に数百万なのかという——これはいってもしようがない話なのですから、何か安過ぎないかという疑問はやはりあると思うのですが、どんなものですか。

○東京電力（武部） 一応協会に調査をお願いして聞いた結果でございます。大丈夫だ

と思います。

○安念座長　　そうですか。沖さんとちょっとご相談して、何かもっと資料が必要であればまたおっしゃってください。私からも、この点は下手をすると新規参入の阻害要因になりかねない話なので、ちょっと慎重に扱いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。離島については何かないですか。離島でなくてもいいですけども。

○辰巳委員　　今の調整機能具備の要件に関してというお話で、少なくとも現状、皆さん大きな発電機には必ずついているものなのですか。それはどれぐらいの割合で、どういうふうについているのか。その25万というのも含めて、何かそういうのがわかるようなことというのは知らせてもらえるのでしょうか。そういうのがないと、ああ、そうか、そうしたら、今度新しく建てるのに、そういう状況にあるのだったら自分もつけなきゃいけないなど。私たち需要家の側からすれば当然つけてほしいと思います。安定化のためにも。だけれども、そういう現状がちょっとよくわからないままで今お話を聞いていたもので、どういう状況にあるのかがちょっと知りたいなというふうに思ったので。済みません。それはだから、別に東電さんに限らないと思います。他社全部。

○安念座長　　何かそういう資料みたいなことはあるのですか。

○中部電力（松浦）　　当社の場合ですと、火力であれば一応系統連系要件ということでは具備されているような内容です。

○安念座長　　何がしかの機能は必ずついているのはわかるけれども、それがどの程度の機能かということの……。ホームページをみても、発電所ごとにその紹介ってあるではないですか。そういうものの中に——そんな細かいことまでは書いていないか。

○辰巳委員　　結局、多過ぎるときに落としてもらうためのツールになるわけですね。どこかで調整しないといけないときに、誰かがその調整役を担わなければいけない。その人に、その仕事を担ってもらうためのものですね、これというのは。だから、そういう機能をもたないと参入できないといったときに、それは当然あるべきだと思うのですけれども、さっきおっしゃった火力にしかないというふうなお話があったり、さっきは石炭はないとかとちょっといわれたような気もしたのですけれども、そのあたりが私たちは全然わからなくて。だから、LNGのたき増しとかたき減らしという単語をよく聞く、ああいうことをしてもらうための機能ではあるのだろうと思うのですけれども、LNGをもっていない人はどうしているのですか。

○東京電力（武部） たき増し、たき減らしといいますより、時々刻々の電気の変化に合わせて燃料調整をする機能ということでございます。蒸気弁を上げたり下げたり、あるいは水力のガバナを開いたり閉じたり。

○辰巳委員 ということは、全体の需要に合わせて調整するわけではなくて、一基一基の。

○安念座長 だから、需要に追随させている。瞬時に追随させなければいけないから。

○辰巳委員 そうですよ。そういう能力が要らない、そういうことができない発電所もありますよね。それにはついていなくていいの。

○東京電力（武部） 小規模のものは。

○辰巳委員 小規模は当然そうだと思うのですがけれども、例えば原子力とかはつかないんですね。日本はね。

○安念座長 どうしますか。資料を発注しますか。

○辰巳委員 一応何か、もし教えて……。こういうふうなものをいわれても、私たちはわからないから。

○安念座長 わかりました。ちょっと話し合しましょう。それはこっち側の問題だ。わかりました。

○松村委員 ちょっと念のために確認したいのですが、先ほど私はそう聞いたような気がしたのですが、東電は電源の入札をされていますよね。電源の入札のときにも、この要件を要求したのですよね。それで、当然その要件を出したときに意見をいう機会があった。この条件が厳し過ぎるからもっと緩やかにしてくれという要望で、採用すべきと思われるものはなかったのですね。

○東京電力（武部） パブコメを経て、それでワーキングでお示しして、確定した要件に基づいて入札いただいていますので、そういうプロセスは経ていると。

○安念座長 だから、結局それについての特別な苦情があったわけではないということですよ。

○松村委員 そういう認識だったので、特別おかしいとは今の段階では思わないと先程申し上げた。先ほど委員から東電への要請があったわけですが、もし要件が厳しすぎる、コストがかかりすぎるとの心配があるとするならば、それは東電にもっと調べろと発注するよりは、むしろ新規参入者から、この要件はちょっと厳し過ぎる、コストが高くなりそうなのだけれども、こう変えられないかと具体的に相談するほうが建設的なのではないか。

東電は、入札のときも含めて十分調べていて、なおかつパブリックコメントもあったわけで、それを踏まえて、これはそれほど過重なものではないと判断をしているわけで、これ以上東電に調べろといわれても、調べようがないし多分変わらないと思うのです。したがって、むしろ新規参入者から、具体的にこう変えてくれるとコストが下がるというご提案をされるほうが建設的だと思います。

○安念座長 それは僕も賛成なのですが、沖さんが意外にもものわかりのいいことをさっきおっしゃったので、意外でした。

○沖取締役 実は、東電さんは25万なのだけれども、もし北海道さんがいくと10万になるんですよ、間違いなく。北海道さんは離島みたいに1つのかたまりになっていますので、発電所をつくる時に、本土に比べると非常に系統に関して厳しい条件をたくさんもってこられるのです。そういう意味では、僕らは10万キロでも恐らくこのスペックを要求されるのはまず間違いのないのが北海道さんになるので、そういう意味では、今の25万ではなく、僕らがよくつくっている10万基にも恐らく適用される話であると思うんです。今までそういった機能の追加は一切ないわけですね。そういうことを考えると、確かに託送料金は下がるのだけれども、新規参入者にとって発電所をつくる時に、当然ですけれども応分の負担があるときに、こんな安いのかなというのはやはりあるので、これは松村さんがおっしゃったように自分たちが調べれば済む話なので、某電機メーカーに聞けばいいのかなと思っはいますけれども。そこは確かに東電さんではないのかもしれないと思いますので。

○安念座長 それはもちろん最後は重電メーカーがつくる話だから、それはそこに聞いて、それで、沖さんが聞いて、ちょっとまた教えてくださいよ。

○沖取締役 はい。わかりました。

○安念座長 だから、結局どっちみち要る機能なわけだから、誰かは負担しなければいけない。だけど、それが新規参入を抑制する効果をもってはいけない、という話ですよ。

○沖取締役 そうです。

○安念座長 ちょっとそれは研究します。わかりました。ありがとうございました。

さっきの火力入札の点、ちょっとご説明いただけますか。

○都築NW事業監視課長 では、ちょっとお時間をいただきまして、先ほど事務局資料の一番最後、資料4のスライド49になります。一番最後です。参考として東京電力の火力入札のときの話を書かせていただいております。

これで、左側に意見というのがありまして、右側に東京電力の回答とあります。マトリ

ックスになっていますけれども、その一番上のところをごらんになっていただければと思いますが、第1段落目のところで「ガスタービンコンバインドサイクル……」とあって、「結果的に周波数調整機能に関する契約を締結することがなかった場合、機能付加による過剰な設備となるおそれがあります。」となっており、「石炭火力で応札する事業者とLNG火力で応札する事業者間で不公平な扱いとなる」というご意見をいただいております。これに対して、右側をごらんになっていただきますと、東京電力のほうからご回答という形で書いてありますけれども、ここで第1段落において、「基本性能として備わっており、改めて機能を追加する類いのもではございません。」、したがって、「応札者に対しては金銭的な追加のご負担は発生しません」というふうに書かれています。こういうやりとりを経て、こういう入札というところで要件を課すというところについての話としてはクリアをしているという、一応そういう手続はあったということでございます。

以上です。

○安念座長　ありがとうございます。論点としては発生しているわけですね。ありがとうございます。

さて、ほかはいかがでしょうか。さっきも申しましたけれども、離島の一件はまだどなたからもご発言がございませんが。いや、別に無理に発言してくれとは申し上げないけれども、もしお忘れでしたらどうぞ。——では、きょうはこのぐらいにしておきましょうか。

やはり、近接性は最初から難しいなと思ったけれども、なかなかそう簡単に収れんしていきませんな。まあ、しょうがないや。

さて、いつも同じことを申しますが、本日もさまざまな論点を出していただきました。次回以降の審議に活用してまいります。本日まだはっきり答えが出なかった問題につきましては、次回以降、各社さんあるいは事務局に整理をいただいて、できる限りご回答いただければと存じます。

では、ちょっと小川室長から。

○小川室長　意見募集を今、この申請に関しては9月1日付でしております、まだ今月いっぱい、来週まであるのですが、これまでのところ5件となっておりますので、来週いっぱい、全部集まったところでこちらの委員会のほうにまたご報告したいと思っております。

以上です。

○安念座長　どうもありがとうございました。5件ですか。やはり託送と小売ってこん

なに違うんだな。わかりました。ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡をお願いいたします。

○都築NW事業監視課長　それでは、事務局からでございます。

次回の会合についてでございますが、来週10月30日（金曜日）15時より開催をする予定でございます。詳細は別途ホームページでご案内をいただきますが、今回と同様10社の方にお集まりいただきご議論を進めていただければと思っております。

以上です。

○安念座長　それでは、これで閉会いたします。どうも、10社の経営幹部の方に総出でお出ましをいただきまして、本当にありがとうございました。次回もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

——了——